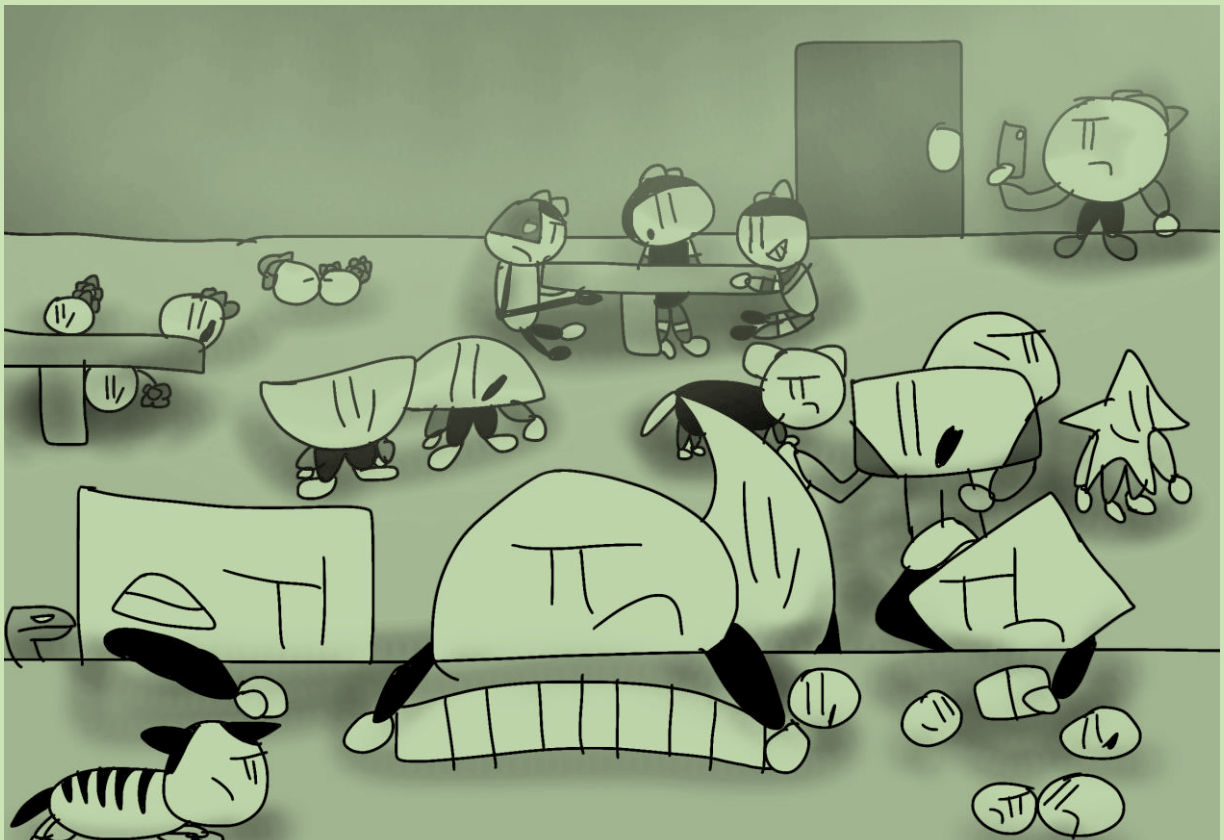


第62回 近畿知的障がい者福祉大会

(第57回滋賀県知的障がい者教育福祉振興大会併催)

大会主題

『聴いてみたい きょうだいの声』
～障がいのある人と家族が“自分らしく”生きるために～



日時 令和5年10月21日(土) 12:00~15:45

場所 守山市民ホール

主催 近畿手をつなぐ育成会連絡協議会 近畿みんなで集まる会
公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 しが本人の会なかよし会
滋賀県知的ハンディをもつ人の福祉協会
滋賀県特別支援教育研究会
第62回近畿知的障がい者福祉大会(第57回滋賀県知的障がい者
教育福祉振興大会併催)実行委員会

手をつなぐ母の歌

Moderato (♩ = 72)

あ つ きね が い に い き る ひ と い
く と せ か さ ね て い ま も な お と
も に か た ら ん ま こ と も て て
と て を つ な ぐ は は わ れ ら

手をつなぐ母の歌

久富吉晴 作詞・作曲

①

熱き^{ねが}希いに活きる人
 幾とせ重ねて今もなお
 共に語らんまこともて
 手と手をつなぐ母われら

②

深き^{ねが}希いに活きる人
 行く手を望みて倅せを
 共に拓かん^{ひろ}まこともて
 手と手をつなぐ母われら

③

同じ^{ねが}希いに活きる人
 光のさし^{わか}そう母の座を
 共に頷^{わか}たんまこともて
 手と手をつなぐ母われら

第62回近畿知的障がい者福祉大会 (第57回滋賀県知的障がい者教育福祉振興大会併催) 開催要綱

* 大会主題 『聴いてみたい きょうだいの声』

～障がいのある人と家族が“自分らしく”生きるために～

* 大会趣旨

私たちは障がいのある子の親になったときから、様々な思いを抱えて生きてきました。それは、家族の中で共に育ってきたきょうだいにとっても同じでしょう。自分の兄弟姉妹・親への愛情や葛藤、友だちとの人間関係、人生の節目に直面する進路選択などで、思いや悩みを抱えてきたと思います。そのようなきょうだいたちは、自分の思いを吐き出したり、悩みを相談したり、支えてもらったり、寄り添ってもらったりできているでしょうか。ややもすれば障がいのある人が中心になってしまいがちな生活の中で、きょうだいたちが自分の思いを言葉にして、他人に伝えることは決して容易ではありません。

このような現実の中で、滋賀県手をつなぐ育成会では、家族支援ワークショップを行い、家族の生き方について考えるきっかけづくりをしてきました。このことは、障がいのある人を支え続けるためには、家族全員の心身の健康が何よりも大切であると考えからです。そして、親亡き後のことを考えると、きょうだいたちの思いや願いも尊重されなければなりません。

私たちは、今こそ、きょうだいたちの声に耳を傾け、障がいのある人もその家族も自分らしく幸せに生きていけるように願っています。そのために私たちは本大会において、きょうだいと家族の問題について、行政的な施策としくみづくりや地域社会のあり方等、様々な視点で考える機会にします。

* 大会スローガン

- ① きょうだいの声に耳を傾けてみよう
- ② 本音が言える家庭を目指そう
- ③ 障がいのある人も家族も自分らしく生きよう

* 主催

近畿手をつなぐ育成会連絡協議会 近畿みんなで集まる会

公益社団法人 滋賀県手をつなぐ育成会 しが本人の会 なかよし会

滋賀県知的ハンディをもつ人の福祉協会 滋賀県特別支援教育研究会

第62回近畿知的障がい者福祉大会(第57回滋賀県知的障がい者教育福祉振興大会併催)実行委員会

* 協賛

滋賀県知的障害児者生活サポート協会

* 後援

滋賀県 滋賀県教育委員会 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 守山市 野洲市 守山市教育委員会
野洲市教育委員会 社会福祉法人守山市社会福祉協議会 社会福祉法人野洲市社会福祉協議会 朝日新聞
新聞天津総局 読売新聞天津支局 毎日新聞天津支局 産経新聞社 中日新聞社 京都新聞 滋賀報知新聞
NHK天津放送局 BBCびわ湖放送 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 (順不同)

大会日程

開催日時 令和5年10月21日(土) 12時00分～15時45分(受付 11時00分～)

開催場所 守山市民ホール 滋賀県守山市三宅町125(TEL 077-583-2532)

ハイブリッド配信(一方通行型)

*全体会(小ホール)

11時00分～12時00分 受付(コロナ対策:手指消毒、検温)

12時00分～12時25分 式典

開会のことば

黙禱(会員物故者)

挨拶

歓迎のことば

知事表彰授与

受賞者代表謝辞

来賓祝辞

来賓紹介・祝電披露

12時25分～12時50分 開催地域イベント(ひよっこだんすくらぶ)

12時50分～13時50分 中央情勢報告 又村 あおい 氏

(全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長)

14時00分～15時30分 パネルディスカッション テーマ『聴いてみたい きょうだいの声』

コーディネーター 又村 あおい 氏

パネリスト 有馬 桃子 氏

(きょうだい児と家族の応援団 にじいろもびーる)

井口 真衣 氏 (野洲市手をつなぐ育成会会員)

角谷 美喜子 氏 (野洲市手をつなぐ育成会会員)

中島 はるか 氏 (草津手をつなぐ育成会会員)

15時30分～15時45分 閉会式

大会決議

本人大会決議

次期開催地代表あいさつ (大阪市)

閉会のことば

*本人大会(2階 学習室1)

12時10分～13時10分 近畿の各本人の会活動報告

13時20分～13時50分 ご当地三択クイズ

14時00分～15時00分 近畿の各本人の会今後の活動意見交換

15時10分～15時40分 よし笛鑑賞

*参加費

無料(ウェブ参加の方は、「滋賀県手をつなぐ育成会」ホームページの専用ページから資料をダウンロードしてください)

コロナの感染状況によっては、開催内容の変更、または中止の場合があります。

第62回近畿知的障がい者福祉大会に寄せて



近畿手をつなぐ育成会連絡協議会

会長 後藤 久美子

第62回近畿知的障がい者福祉大会の開催にあたり、会場にお越しいただいた障害のあるご本人や、ご家族、関係者の皆様、誠にありがとうございます。

また、公私ともにご多用の中、ご臨席を賜りましたご来賓の皆様方には心より御礼申し上げます。

今大会は、滋賀県手をつなぐ育成会が主管となり、「聴いてみたい きょうだいの声～障がいのある人と家族が“自分らしく”生きるために～」を大会主題として、「きょうだい問題」はもちろん、「家族」という観点からも考えていきたいと思えます。

平成20年度、全日本手をつなぐ育成会(全国手をつなぐ育成会連合会の前身)では、厚労省より助成金を得て、「家族支援プロジェクト」を立ち上げました。これは、障がいのある子どもの親やきょうだいが、一人の人間として、自己を実現する力が備わるよう支援するためのもので、まさに、今大会のテーマの先駆けとなった画期的な取り組みです。当時、各地の育成会では、開発委員長の明星大学の吉川先生を中心に、ワークショップが盛んに行われました。

そして、昨今、「ヤングケアラー」が、社会問題として認知されてきたことにより、再び、「きょうだい」の問題が再浮上してきました。

障がいのある本人も、その家族も、一人の人間として、当たり前で暮らしていくためにはどうすればいいのか、行政や社会に何を求め、そして、育成会は何をしていくべきなのか、皆で共に考えていけたらと思います。

最後になりましたが、未だ収束には至らないコロナ禍の中、本大会の開催に向け、ご尽力いただいた滋賀県手をつなぐ育成会の皆様、また、多大なるご支援ご協力をいただきました滋賀県をはじめとする全ての皆様に心より感謝申し上げ、開催のごあいさつとさせていただきます。

ごあいさつ



きんき あつ かい
近畿みんなで集まる会

ほんにん かい かい
しが本人の会なかよし会

かいちょう やまもと
会長 山本 まゆみ

みなさん、こんにちは。しが本人の会なかよし会、会長の山本まゆみです。

きょう しがけん き
今日は、滋賀県まで来てくださり、ありがとうございます。

しがけん いえ ば にしかわたかのり ゆうめい せんしゆ わら げいにん う
滋賀県と言えば、西川貴教さんですね。ほかにも有名なスポーツ選手や、お笑い芸人たちが生まれ、素晴らしいびわこがあります。

しがけん ほんにん かい
滋賀県の本人の会は、「なかよし会」という本人部会があり、仲間たちが助け合って活動しています。最初の「しが なかよし会」は、もめたりするのが当たり前前の会でした。でも、今は違います。仲間が困ったりしたら、すぐに「どうしたの?」と、声かけが出来る仲間たちがいます。

きんきたいかい き しつこういんかい いま やくわり きめるとき なかま けっせき
近畿大会のことを決める実行委員会的时候も、今までなら、役割を決めるとき、仲間が欠席したら、役割に入れませんでした。でも今は違います。欠席した仲間もちやんと役割を考へて入れています。「しが なかよし会」は、素晴らしい仲間の集まりです。

コロナがはやって、みなさんとなかなか会えなかったのが、今日のひをたのしみにしていました。半日ですが、みなさんと一緒に交流し、楽しみたいと思います。



近畿知的障がい者福祉大会に寄せて

全国手をつなぐ育成会連合会
会長 佐々木 桃子

第 62 回近畿知的障がい者福祉大会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

令和 2 年以来、新型コロナウイルス感染症の拡大により、それまでと違った生活を余儀なくされてまいりました。多くの会員の皆様や障害のある方たちが、ストレスを抱えながら過ごされてきたことと思いますが、5 月より、感染法上 2 類から 5 類に移行し、少しずつ、以前の暮らしに戻ってきました。

今大会は、ハイブリット方式で行うと聞いておりますが、多くの方が顔を合わせ、情報交換がなされ、育成会活動の発展につながることを期待しています。

今大会のテーマは「聴いてみたい きょうだいの声」です。

私たち親は、きょうだいに向ける愛情は同じであっても、障がいのある子供を優先したり、我慢をさせることもあったと思います。また、成長すると頼りになる存在になってしまい、他のご家族とは違った思いを抱えながら生きてきたごきょうだいも多かったのではないかと推察されます。

また、ごきょうだい自身も、自分の思いを家族に伝えられなかった経験もあったことでしょう。

障害のある人の暮らしは、長い間、家族に委ねられてきました。今大会が、これからの障害のある人と家族のあり方や支援の仕組みを提言できるような大会となりますよう大いに期待したいと思います。

結びにあたり、今大会の開催にあたり、ご準備いただきました滋賀県手をつなぐ育成会の皆様、近畿手をつなぐ育成会連絡協議会の皆様に心から感謝申し上げますとともに、皆様の会のご発展と本日、ここにご参加いただいた皆様のご多幸をお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。



ごあいさつ

公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会

理事長 崎山 美智子

第 62 回近畿知的障がい者福祉大会ならびに第 57 回滋賀県知的障がい者教育福祉振興大会を開催に際し一言ご挨拶を申し上げます。

本大会の開催に際しましてご来賓の皆様には公私ご多用のところご臨席を賜り心より御礼を申し上げます。また、近畿各地より多数の皆様のご参加をいただきありがとうございます。

さて、コロナが 5 類型になったとは言え、またまだ感染拡大は心配な所です。感染対策を行い安全・安心な大会を目指し会場参加に制限をさせて頂きオンライン配信等のご利用を頂きながらの大会となりましたが、皆様にはご理解・ご協力をお願い申し上げます。

滋賀県では障害福祉の父、糸賀一雄先生の「この子らを世の光に」という理念を軸に障害のある人が当たり前で地域で暮らし、働ける社会の実現を目指しています。現在、全国では初めて県からの委託事業として「知的・発達障害の疑似体験事業」であるキャラバン隊「びわこ☆めだか隊」の活動も隊員お一人お一人のご努力に支えて頂きながら活発に活動させていただいております。

本大会は、保護者の高齢化、障害当事者(ご本人)の高齢化が現実味を帯び、支え手として期待され、家族としての愛情や人生の節目に直面する葛藤など思い悩む事も多い「きょうだい」に視点を置きたいと思えます。「親は半生、きょうだいは一生」と言われるご本人との関わりについて、どのような思いなのか、きょうだい支援に望む事など様々な事から学ぶ機会とさせて頂こうと大会主題として「聴いてみたい きょうだいの声」と掲げさせて頂きました。短い時間ではありますが、有意義な研鑽の場となりますよう願っています。

最後になりましたが、本大会を開催するにあたりまして、ご支援・ご尽力をいただきました守山市・野洲市の両行政を始め多くの関係団体、ボランティアの皆様、ならびに守山市・野洲市手をつなぐ育成会の皆様に心より感謝申し上げますご挨拶とさせていただきます。



歓迎のことば

守山市長 森中 高史

本日ここに、近畿各地から皆様方をお迎えし、「第 62 回近畿知的障がい者福祉大会」ならびに「第 57 回滋賀県知的障がい者教育福祉振興大会」が盛大に開催されますことを、お祝い申し上げますとともに、守山市にお越しいただきました皆様方に心から歓迎を申し上げます。また、日頃から皆様方におかれましては、障害のある方々の教育や福祉の向上のためにご尽力いただいておりますことに、改めて深く感謝を申し上げます。

さて、本大会は、近畿各府県の知的障害のある方やご家族、支援者の方が一堂に会して教育福祉の推進に向けて、研鑽および交流を目的に実施される大変意義深い大会であります。新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会のあり方や人々の意識や行動が大きく変わりましたが、令和5年5月から新型コロナウイルス感染症が5類感染症の位置づけとなり、コロナ禍前の生活に少しずつ戻りつつあると感じています。こうしたなか、大会プログラムの内容を検討し、インターネットによる大会の配信も実施いただくなど、工夫を凝らしながら大会開催にご尽力いただきました関係者の皆様に深く感謝を申し上げます。

本市におきましては、今年度「もりやま障害福祉プラン 2021」が最終年度を迎え、「障害者計画」の見直しと、「障害福祉計画」および「障害児福祉計画」の策定を行う予定であり、新たなプランのもと、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に生きることが出来る地域社会づくりを目指してまいります。

本大会の主題であります『聴いてみたいきょうだいの声』～障がいのある人と家族が自分らしく生きるために～のテーマのもと、真の共生社会実現に向け、力強いメッセージをこの守山から全国に向けて共に発信してまいりたいと思います。結びにあたり、本大会にご出席されます皆様方のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げ、歓迎のことばとさせていただきます。



祝 辞

滋賀県知事 三日月 大造

第62回近畿知的障がい者福祉大会、ならびに第57回滋賀県知的障がい者教育福祉振興大会が盛大に開催されますこと、心からお祝い申し上げます。皆様には、障害のある方の自立と社会参加に向け、日頃から様々な活動に御尽力いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

本県では、今年度、「滋賀県障害者プラン2021」の見直しを行うほか、障害の特性に応じた多様な手段による意思疎通等の促進を目的とする、「手話言語や情報コミュニケーションに関する条例」の制定を目指し検討を進めています。また、2025年、本県において「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」(第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会)を開催いたします。現在、大会の成功を目指して、職員、関係者、関係団体が一丸となって準備を進めているところでございます。

さて、今回の大会では、『聴いてみたい きょうだいの声』～障がいのある人と家族が自分らしく生きるために～が主題となっております。障害のある人もその家族も自分らしく幸せに生きていくために、今何ができるのか、何をしなければならないのかを振り返り、活発な意見交換や交流が行われることを祈念申し上げますとともに、この大会が、障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けた確かな一歩となりますことを期待しております。

滋賀県は琵琶湖をはじめとする豊かな自然や魅力がたくさんあります。是非、この機会にこうした滋賀の魅力に触れていただき、たくさん思い出をお持ち帰りいただければ幸いです。

結びに、本大会の開催にあたり、御尽力いただきました関係者の方々にお礼を申し上げますとともに、御出席の皆様の御健勝と御活躍をお祈りし、お祝いの言葉といたします。



祝 辞

野洲市長 栢木 進

第62回近畿知的障がい者福祉大会並びに第57回滋賀県知的障がい者教育福祉振興大会のご開催、誠におめでとうございます。

はじめに、障害福祉に関する長きにわたるご支援やご活躍により、本日表彰を受けられる皆さまにおかれましては、心よりお祝いを申し上げます。

また、本日ご出席の皆様におかれましては、日頃より障害福祉の向上のため、ご尽力をいただいておりますことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

さて、近年の社会情勢の変化とともに、個人の価値観やライフスタイルも多様化し、地域社会における環境も大きく変わってきております。

障害福祉にかかる相談やニーズも年々複雑化・多様化しており、こうした現状に対応するため、令和4年に障害福祉サービスの中心となる「障害者総合支援法」が改正されました。この改正では、地域生活の支援体制の充実や相談支援の質の向上、多様な就労ニーズに対する支援等が明記され、本人やご家族に対するさらなる支援を推進するものとなっております。

本大会のスローガンの一つに「障がいのある人も家族も自分らしく生きよう」が掲げられています。本市におきましても、令和3年3月に「第2次野洲市障がい者基本計画」を策定し、「誰もがともに地域で生きいきと暮らすことができるまち」を基本理念として、障がいのある方やそのご家族が住み慣れた地域で安心して、そして自分らしく生きいきと暮らしていただけるよう、障害福祉施策を推進しているところです。

今後も、市民一人ひとりが将来に希望を持てる福祉社会を実現するため、全力で取り組んでまいりますので、皆さまの引き続き変わらぬお力添えをお願い申し上げます。

最後に、本大会の開催にご尽力をいただきました関係者の皆様に厚く感謝申し上げますとともに、大会に参加された皆様の益々のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げまして、お祝いの言葉といたします。



祝 辞

滋賀県議会議長 奥村 芳正

第 62 回近畿知的障がい者福祉大会ならびに第 57 回滋賀県知的障がい者教育福祉振興大会の開催にあたり、滋賀県議会を代表いたしまして、お祝いを申し上げます。

平素、皆様方におかれましては、障がいのある方々の教育と福祉の向上および社会参加の促進に向け、障がい者福祉に関する研修や啓発活動など、それぞれの地域で多大な御尽力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、障がいの有無に関わらず、お互いにその人らしさを認め合い、助け合い、共生していくことは、だれもが暮らしやすい地域社会の実現のために必要不可欠なことです。

本県では、これまで多くの先人たちの御努力により、障がい福祉サービスをはじめ、障がいのある人の地域での暮らしを支える支援や環境は徐々に整いつつあります。一方で、障がいのある人やその御家族が望む暮らしを実現するためには、社会資源の一層の充実や障がいに対する理解の促進などに引き続き取り組む必要があります。

こうした中で開催される本大会は、様々なお立場の皆様が、障がいのある人とその御家族が自分らしく幸せに生きるために何が必要かをともに考えられ、障がいのある人に関わる皆様の連携や活動を充実させていく大変意義深い機会でございます。

私ども県議会といたしましても、障がいのある人や御家族の学びや生活、就労への不安解消、障がいの特性に応じた相談・支援体制の充実、福祉のまちづくりの推進などを図り、県民一人ひとりが輝き健やかに暮らせる滋賀の実現に向けて、積極的に取り組んでまいる所存です。

結びに、本大会の開催に御尽力いただきました皆様方に敬意を表しますとともに、お集まりの皆様方の益々の御健勝と御多幸を心からお祈り申し上げまして、大会に寄せるお祝いの言葉といたします。

受賞者紹介

第62回近畿知的障がい者福祉大会

(第57回滋賀県知的障がい者教育福祉振興大会併催) 受賞者の紹介

★ 滋賀県知事表彰

★ 表 彰 状……更生援護功労者表彰

あなたは 長年にわたり知的ハンディキャップのある方の更生援護活動に尽力され
ました その功績は誠に顕著ですので表彰します

川 瀬 由紀子 (日 野 町) 田口 美恵子 (彦 根 市)

城 楽 元 一 (長 浜 市)

★ 滋賀県知的障がい者教育福祉振興大会大会長表彰

★ 表 彰 状……功労者表彰

あなたは 多年にわたり地域ならびに県育成会活動の推進に尽力され知的障がい者の
福祉の向上に多大の貢献をされました そのご功績を讃え表彰します

重 田 靖 江 (野 洲 市) 西 村 由 美 (野 洲 市)

西 川 廣 子 (多 賀 町) 井 上 四郎太夫 (高 島 市)

北 山 唯 夫 (長 浜 市) 松 本 良 平 (高 島 市)

浅 田 邦 保 (野 洲 市)

★ 表 彰 状……本人表彰

あなたは 就職されて以来 多年にわたり誠実な努力を重ねられ 立派に成果をおさ
められました ここにその努力をたたえ表彰します

山 本 直 央 (大 津 市)

★ 感 謝 状

あなたは 多年にわたり特別支援教育の実践に努力され 知的障がい児教育に多大の
貢献をされましたので ここに感謝の意を表します

久保田 紀 子 (彦根市立旭森小学校)

山 田 浩 治 (大津市立田上小学校)

大 依 孝 至 (栗東市立栗東中学校)

岡 本 敏 (高島市立高島中学校)

★ 感 謝 状

あなたは 多年にわたり知的障がい者関係施設において指導援護に貢献をされました
ので ここにそのご労苦に対し感謝の意を表します

高 博 通 (滋賀県立近江学園) 樋 永 信 宏 (滋賀県立近江学園)

開催地イベント

♪ ひよっこだんすくらぶ ♪

<プロフィール>

- ・ 2005年 9月発足 近江八幡共生センターにてダンスレッスンスタート。
- ・ 2015年 10周年記念イベント開催 (DVD作成)
- ・ 2023年 9月で19年目に入る。

<イベント>

- ☆ よかよかまつり ☆
- ☆ やすまる広場 ☆
- ☆ 布引ダンスフェスティバル ☆
- ☆ ハロウィンパーティー ☆
- ☆ クリスマス会 ☆



ダウン症の障害のある青年の余暇活動として、毎週金曜日にインストラクターの先生から親子でダンス教室に参加して、健康促進を図っています。また、いろいろな地域でのステージ発表を通して地域の中でのダウン症の理解を深めています。

どこかで見かけましたら、応援よろしく願いいたします。



👁️レッスン風景👁️



♡やすまる広場(野洲市)♡



中央情勢報告

令和5年度中央情勢報告

～法制度のうごき・全育連のうごき～

(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会



主な報告事項

(法制度のうごき)

障害福祉サービスの動向、成年後見制度の見直し議論、権利条約の対日審査 など

(全国手をつなぐ育成会連合会のうごき)

久保会長退任と佐々木会長就任、全国大会愛媛大会の開催、保険や冊子頒布の拡大 など

法制度のうごき

令和5年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

3

障害福祉サービスの動向

1. 障害福祉サービスについては、令和4年6月に児童福祉法、12月に障害者総合支援法の改正が成立し、令和6年4月からの法改正が確定しました
2. また、令和6年4月は報酬改定の時期にも当たるため、法改正と報酬改定がダブルで実施されることとなります
3. 主な見直しの方向性は、次ページ以降を参照

令和5年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

4

障害児支援

1. 各地の児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう、児童発達支援センターの類型（福祉型、医療型）を一元化する
2. 障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化して「協議の場」を設置するとともに、「協議の場」でやむを得ないと判断された場合には最長で22歳までの入所継続を可能とする

令和5年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

5

児童発達支援センターの類型統合と役割強化の概要

<制度の現状>

- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化した¹が、児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による類型となっている。

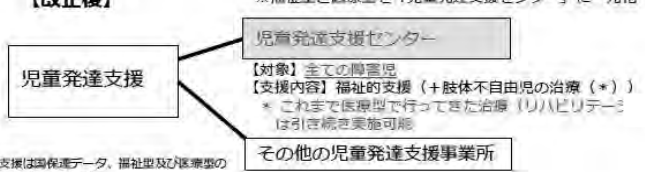
<改正の内容>

- ① 児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化する。
⇒ これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。
 - <「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>
 - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
 - ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 - ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- ② 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化を行う。
⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。

【現行】



【改正後】



※ 1 1 所数は令和2年10月時点。児童発達支援は国保連データ、福祉型及び医療型の児童発達支援センターは社会福祉施設等調査によるか所数。

障害児入所施設から成人期サービスへの移行強化

<制度の現状>

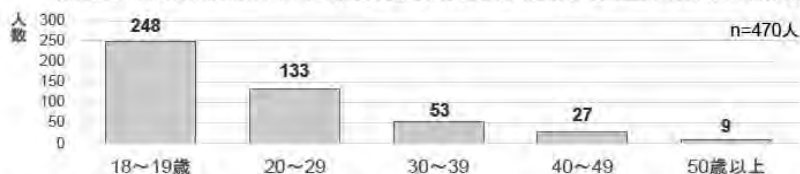
- 平成24年施行の児童福祉法改正において、当時、障害児入所施設に入所できていた18歳以上の障害者については、改正後は大人として相応しい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされたが、移行調整が十分進まず、18歳以上の者が障害児入所施設に留まっている状況がある。

<改正の内容>

- ① 障害児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体（都道府県及び政令市）を明確化する。
 - <都道府県・政令市が取り組む内容>
 - ① 関係者との協議の場を設ける
 - ② 移行調整及び地域資源の整備等に関する総合的な調整を行う 等
- ② 一定年齢以上の入所で移行可能な状態に至っていない場合や、強度行動障害等が18歳近くになって強く顕在化してきたような場合等に十分配慮する必要があることから、22歳満了時（入所の時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間の期間）までの入所継続を可能とする。

(注) 現行法において入所できる児童の年齢は原則18歳未満。20歳未満まで入所の延長が可能。

【福祉型障害児入所施設に入所中の18歳以上で移行先が決定していない者の現状（年代別）】



出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ（令和3年3月31日時点）

- ※1 移行先が決まっているため、令和3年度中に退所予定の者を除く
- ※2 470人（過齢児）のうち、22歳までの者は313人（うち19歳以下の者248人、20歳～22歳の者は65人）、23歳以上の者は157人。

※ 18歳以上で移行先が決定していない者については、令和3年12月に都道府県・政令市等に対し、①地域のグループホーム等への移行調整や、②児童転換（障害児入所施設から障害者支援施設への転換）、③児童併設（障害児入所施設を分割した一方を障害者支援施設として併設）等の対応を加速するよう手引きを示し、取組を進めている。

児童発達支援・放課後等デイサービス

1. 児童発達支援（児発）・放課後等デイサービス（放デイ）とともに「総合支援型（仮称）」を基本とする
2. 総合支援型は「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域全体をカバーした上で、特に重点を置くべき支援を提供する

児童発達支援・放課後等デイサービス

3. 特定領域のプログラムについては、理学療法、作業療法、言語療法等の発達支援を「特定プログラム」として位置付ける（学習塾や習いごとタイプは認められなくなる可能性大）
4. 児発センターは多様な障害等への専門的機能を強化し、保育所等訪問支援や障害児相談の併設を原則とする
5. それぞれの類型に応じた人員基準と、親の就労に対応するための時間も含めた支援時間の長短が適切に評価されるよう検討する

令和5年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

9

障害者の居住支援・GH

1. グループホームの支援内容に、居宅における自立した日常生活への移行支援を追加（いわゆる通過型グループホームの制度化と、既存GHでの移行支援）
2. 地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務として位置づけ（これまで総合支援法に拠点の条文がなく、拠点の法的定義が明確化）
3. これまで任意規定だった基幹相談支援センターの設置を市町村の努力義務として位置づけ

令和5年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

10

グループホームからの自立支援に関する概要

現状・課題

- グループホームでは、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援が行われている。
- 近年、グループホームの利用者は増加しており、その中には、グループホームでの生活の継続を希望する者がいる一方で、アパートなどでの一人暮らし等を希望し、生活上の支援があれば一人暮らし等ができる者がいる。

見直し内容

- グループホームにおいて、地域で生活する上での希望や課題を本人と確認しつつ、一人暮らし等に向けた支援を提供することが求められていることを踏まえ、**グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、障害者総合支援法において明確化する。**

※ ただし、グループホームにおける継続的な支援を希望する者については、これまでどおり、グループホームを利用することができる。

見直しのイメージ

現行の支援内容



- ☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- ☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

+

一人暮らし等を希望する場合

居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者に対し、居宅生活への移行や移行後の定着に関する相談等の支援を実施。



支援(例)

GH入居中：一人暮らし等に向けた調理や掃除等の家事支援、買い物等の同行、金銭や服薬の管理支援、住宅確保支援

GH退居後：当該グループホームの事業者が相談等の支援を一定期間継続

事業所数合計 11,526 利用者数合計 158,167人

事業所数・利用者数については、国保連令和4年4月サービス提供分実績

障害者の居住支援・GH

4. 地域によっては課題が指摘される日中サービス支援型の現状を踏まえ、重度（高齢）障害者に対応できる制度のあり方を検討する
5. 新たに他のGHや自宅で状態が悪化した者への集中的な支援に対する報酬評価を設定する
6. 一般的なGHとは別に、重度障害者が利用可能なGH整備を障害福祉計画へ別枠で目標立てする

障害者の居住支援・GH

7. 医療的ケア、強度行動障害、高次脳機能障害、高齢化など特別な設備を要する、設備損壊リスクが高い等の状態に対応した施設・設備に対して評価
8. GHからの自立を目指す人のために、GHからの自立（卒業）を希望する人への支援や退去後の支援をGHの本来業務へ位置づける（「通過型」類型を新設）する
9. 「通過型」を制度化する場合は、個別の自立支援計画作成、サビ管への専門職配置、自立支援協議会への報告、地域生活への定着状況などの評価を検討する

令和5年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

13

グループホームによる障害者のライフステージに応じた支援(イメージ)



障害者の居住支援・拠点など

1. これまで特に総合支援法に規定がない地域生活支援拠点について、法令上の位置付け（設置の努力義務化）を明確にする
2. 地域生活に対する安心の確保や地域生活移行を強化するため、地域生活支援拠点へのコーディネーター配置を促進する
3. 地域生活支援拠点機能の充実・強化に向けて標準的な評価指標や評価プロセスを提示する

令和5年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

15

障害者の居住支援

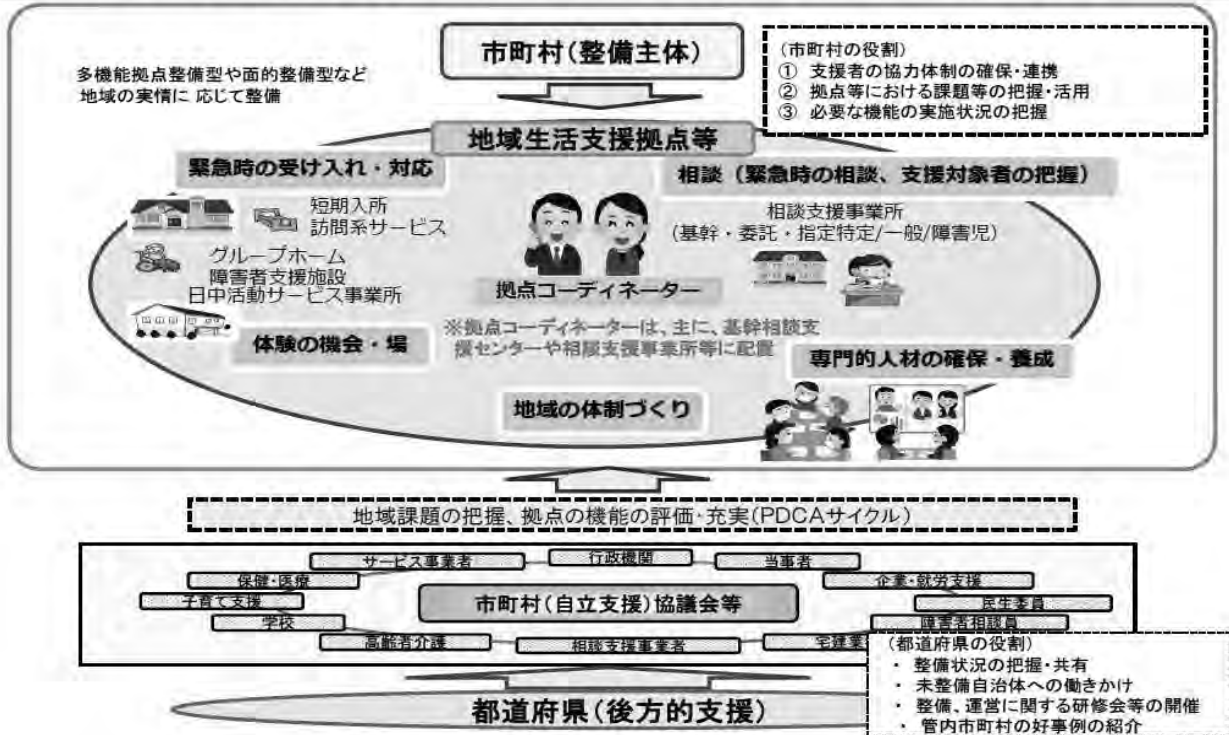
4. 事業所が増えていない自立生活援助・地域定着支援については相談支援事業者が参入しやすくなるような人員基準、対象者の状態に応じた報酬やオンラインなどの活用、標準利用期間の検討、居住支援法人との連携などを推進する
5. 特に相談支援事業所における自立生活援助の併設については、特例でサビ管配置を免除する可能性もあり

令和5年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

16

地域生活支援拠点等の整備・機能の充実(検討の方向性(案))

- 地域生活支援拠点等は、地域生活の安心の確保を図るための緊急時の短期入所の受入体制の整備とともに、入所施設や病院から地域移行を推進するための地域移行のニーズの把握や体験利用につなげる役割が重要。
- 法令上の努力義務化の検討とあわせ、中心的役割を担うコーディネーターの配置を促進する方策を検討。あわせて、効果的な支援体制を確保する観点から、基幹相談支援センター等の関係機関との整理を検討。



障害者の地域生活支援施策の充実(検討の方向性(案))

障害者が希望する地域生活の実現及び継続を支援するため、**障害者の地域生活支援施策の充実・強化**を検討。



障害者の就労支援

1. 就労系障害福祉サービスの利用を希望する人に対する アセスメント（ニーズの把握と就労能力や適性の評価） に特化したサービスを新設する（就労選択支援）
2. 企業就労している人が、働き始めた時などに就労継続支援や就労移行支援を利用できるようにする
3. 雇用・福祉における 分野横断的な知識を付与する階層別の研修体系を確立する

令和5年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

19

新設される「就労選択支援」に関する概要

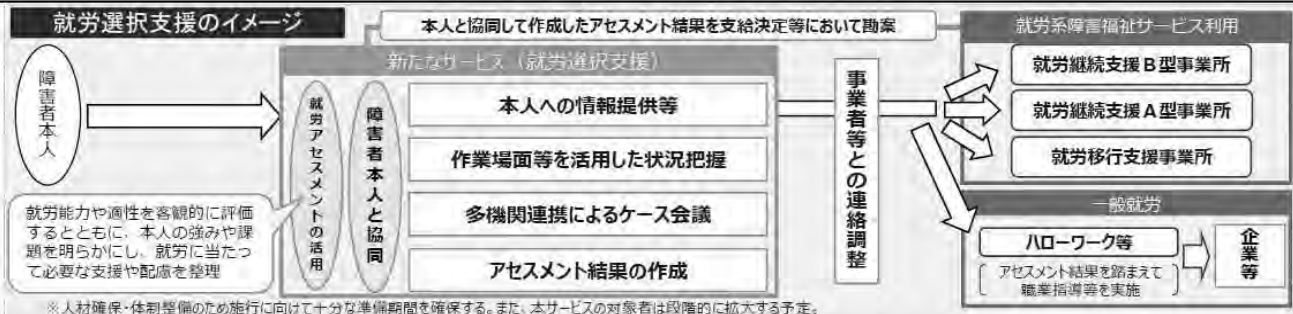
現状・課題

- これまで障害者雇用施策と障害福祉施策に基づき就労支援を進めている。※民間企業に約60万人、就労系障害福祉サービス事業所に約40万人が就労
- 障害者の就労能力や適性等については、現在も就労系障害福祉サービスの利用を開始する段階で把握しているが、それらを踏まえた働き方や就労先の選択には結びついていない面や、必ずしも質が担保されていない面がある。
- 就労を希望する障害者のニーズや社会経済状況が多様化している中で、障害者が働きやすい社会を実現するため、一人一人の障害者本人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援を提供することが求められている。

見直し内容

- 就労選択支援の創設（イメージは下図）
 - ・ 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、**就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）を創設する**（障害者総合支援法）。
 - ・ **ハローワークはこの支援を受けた者に対して、アセスメント結果を参考に職業指導等を実施するものとする**（障害者雇用促進法）。
- 就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用
 - ・ 企業等での働き始めに勤務時間を段階的に増やしていく場合や、休職から復職を目指す場合（※）に、**その障害者が一般就労中であっても、就労系障害福祉サービスを一時的に利用できることを法令上位置づける**（障害者総合支援法）。（※）省令で規定
- 雇用と福祉の連携強化
 - ・ **一般就労への移行・定着支援をより一層推進するため、市町村や障害福祉サービス事業者等の連携先として、障害者就業・生活支援センターを明示的に規定する**（障害者総合支援法）。

就労選択支援のイメージ



※人材確保・体制整備のため施行に向けて十分な準備期間を確保する。また、本サービスの対象者は段階的に拡大する予定。

新たなサービスの対象者のイメージ

就労を希望する障害者や就労中の障害者が本人の意向・希望に応じて利用することを基本とする。特に支援の必要性が高いと考えられる方（橙色）には、就労前に利用することについて、支援体制の整備の状況を踏まえつつ、以下の順（①、②）で段階的に促進することが必要ではないか。

サービス類型		新規利用者	利用中の者※1
就労移行支援		希望に応じて利用	②標準利用期間を超えて更新を希望する者 (推計：約2千人/年)
就労継続支援A型		② (推計：約1.8万人/年)	希望に応じて利用
就労継続支援B型	・50歳に達している者又は 障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者※2	希望に応じて利用	
	それ以外の者 (現行の就労アセスメント対象者)	① (推計：約1万人/年)	

※1 新たなサービスの創設時点で、既に当該サービスを利用しており、支給決定の更新の意向がある者を含む。

※2 就労経験がある者であって年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者。

制度の持続可能性の確保

1. 都道府県が行う事業者等の指定において、市町村が意見を申し出ることを可能とする
2. 障害福祉分野におけるICT活用やロボット導入に関する実証データの収集に努め、方策等について検討し、ICT活用やロボット導入等を報酬評価する
3. 少なくとも今回の法改正において、利用者負担の見直し（非課税の人への負担設定）は行わない
（食事提供体制加算については、育成会として現状維持を要望）

障害者虐待防止法の取組み強化

1. 障害者虐待防止については、虐待防止委員会の設置や責任者の配置、職員研修が義務化される（義務化は令和4年度から）
2. 身体拘束の廃止については、委員会の設置や指針の策定、職員への周知が令和5年度から義務化される（虐待防止の取組みと抱き合わせでもOK）
3. 上記の義務化により、委員会を未設置の場合なども身体拘束廃止未実施減算の対象となる（一律にマイナス5単位）
4. 訪問系サービスについても令和5年度から上記の内容により身体拘束廃止未実施減算を適用する（ほぼすべてのサービスが該当に）

令和5年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

23

障害者差別解消法の改正

1. 令和3年6月4日に障害者差別解消法の改正が成立・公布されました
2. これにより、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されるほか、国と都道府県・市町村との連携強化、差別解消に向けた相談対応人材の育成などが進みます【改正法の施行日は令和6年4月1日となります】
3. 特に、民間事業者における合理的配慮の提供義務化は、育成会にとっても重要です

令和5年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

24

障害者差別解消法について(概要)

I. 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
事業者

法的義務

【例1】受付の対応を拒否 【例2】介助者なしの入店を拒否



合理的配慮の提供

国・地方公共団体等

法的義務

民間事業者

法的義務

【例1】携帯
スロープ
で補助



【例2】手話通訳や
要約筆記
を実施
障害者に
前列の席
を確保



具体的 対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
 (2) { 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務）
 事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

※雇用分野における対応については、障害者雇用促進法の定めるところによることとされている。

II. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

令和5年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

25

全国で広まりつつある啓発キャラバン隊

1. 外形的に障害の状況（社会的障壁の所在）が分かりにくい知的・発達障害の特性を、地域住民にも分かりやすく、親しみやすく理解できるように疑似体験等を取り入れて啓発活動する団体（啓発隊）が増加中
2. 平成15年（2003年）に神奈川県座間市で発足した「座間キャラバン隊」が始祖とされ、各地の実情を踏まえて地域ごとに展開（全育連でも、毎年「啓発キャラバン隊研修会などを開催）

全国で広まりつつある啓発キャラバン隊

3. 隊ごとプログラムに違いはあるものの、多くは知的・発達障害の疑似体験を実施
4. 切断して透明テープを貼ったペットボトルで飲み口側に向かって風景を見る（いわゆるシングルフォーカス体験）、軍手をした状態で折り紙を折る（精緻運動の困難性体験）など
5. 分かりにくい知的・発達障害の特性を知ることで、合理的配慮や建設的対話が広がり、共生社会に近づく可能性を高める効果

法を活用して啓発活動を！

1. 啓発隊活動は基本的に手をつなぐ育成会等の自主活動だが、各法で規定される行政施策の推進とも親和性が高い
2. 一例として、障害者差別解消法では地方自治体に対して啓発活動の実施を義務付け
3. また、障害者総合支援法では地域生活支援事業の必須事業に障がいのある人の地域生活に関する啓発事業を位置付け
4. いずれも啓発隊活動が施策の対象となる

法を活用して啓発活動を！

障害者差別解消法第15条

(啓発活動) 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

障害者総合支援法第77条第1項

(地域生活支援事業) 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業

二 障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業【以下省略】

成年後見制度の見直し議論

1. 平成28年に施行された「成年後見制度利用促進法」に基づき、国では利用促進のための基本計画を策定し、さらに専門家会議を設置して運用の改善を進めています（専門家会議には、全育連から久保会長が参加）
2. 専門家会議では全育連が令和3年に実施したアンケート結果に基づき、知的障害分野で利用が進まない背景を説明して民法改正まで含めた制度改善を提言しました

全育連が実施したアンケートから

1. 全育連では、令和3年3月から5月にかけて成年後見制度（以下、後見制度）に関するアンケートを実施しました
2. 育成会の会員以外にも回答していただき、逆に認知症や精神障害のある人からの回答はなかったことから、純粹に知的・発達障害のある人と家族から見た後見制度への評価と課題が抽出されています
3. アンケート回答数も1,386件で、一定以上の標本数となっています

令和5年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

全育連が実施したアンケートから

4. 後見制度の認知度については、良く・ある程度を合わせると83%の人が知っていると回答しました
5. 実際に後見制度を使っている人は11%程度で、一般よりは高いものの90%近い人は使っていない状況でした
6. 後見制度を使っている人に聞いた後見人等の属性は、約70%が親族（親）で専門職は14%、法人後見は7%でした

令和5年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

全育連アンケートからみえる課題

1. 成年後見制度の認知度は80%以上と非常に高く、これまで指摘のあった「後見制度を知らないために利用が進まない」というフェーズは終わったと考えるべき状況
2. その上で、具体的な課題として「一度申請したら後戻りできない柔軟性の無さ」や「本人の意思を尊重しない後見人の資質の低さ」などが課題として指摘されている

令和5年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

全育連アンケートからみえる課題

3. そのことと関連して、とりわけ身上保護の観点から第三者後見人による単独の後見には不安感を持っている傾向（チーム支援を希望する傾向）が見受けられる
4. たとえば、本人に身近な親族・福祉・医療・地域等の関係者と後見人等がチームとなり、日常的に本人をいろいろな視点で見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みが求められる

令和5年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

全育連アンケートからみえる課題

5. 後見報酬については、多くの知的障害者が障害基礎年金を中心に暮らしている中で2～3万円／月の報酬設定となっている点に課題が集約される（この問題が抜本的に解決されない限り、利用は普及しないとさえいえる）
6. 制度利用に際しての、個別性に配慮した相談窓口が整備されていない点も課題であり、中核機関や成年後見制度利用支援センターの充実が不可欠（育成会も一次窓口になりうる）

令和5年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

全育連アンケートからみえる課題

7. 成年後見制度以外の支援については、後見制度が唯一絶対ではない点が重要な視点
8. 障害者権利条約との関係では、パラダイム転換となる「民法改正」に取り組むと同時に、成年後見制度を必要としている人には現制度下でも「支援付き意思決定」を基調とした後見支援（チーム支援）の力を向上させる両方の取組みが不可欠

令和5年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

全育連が実施したアンケートから

アンケートからみる課題のまとめ

育成会関係者を中心としたアンケートであり、関心の高い層が回答した点を考慮しても、制度の周知不足で利用を控えているわけではなく、一度使うと戻れず後見人等の変更もできず、財産管理に重きが置かれて身上保護が不十分な割に報酬が高いという具体的な課題が見えているために利用していないといえます

アンケート集計は下記URLからご覧になれます
<http://zen-iku.jp/info/release/4444.html>

成年後見制度の見直し議論

3. その結果、令和4年度になって成年後見制度（民法）を所管する法務省が事務局となって「成年後見制度の在り方に関する研究会」が立ち上がりました（引き続き、久保顧問が委員として参画）
4. 研究会では、民法改正や成年後見制度に関する新たな法律の制定も含めた抜本的な見直しまで踏み込んだ議論が展開される予定です（令和5年度末までの議論期間を予定）

障害者権利条約の

対日審査総括所見

障害者権利条約の対日審査総括所見

1. 「障害者権利条約」とは、平成18年に国連で採択された国際条約（国際ルール）
2. 条約においては、障害のある人を「一人の人間」「権利の主体」と捉え、生活のさまざまな場面において障害のある人の人権（尊厳）の尊重を批准国へ求めている
3. 全部で50条あり、世界各国を対象として策定したため、国連の障害者権利委員会による定期的な審査を通じて国内の障害者施策をチェックすることが可能

障害者権利条約の対日審査総括所見

4. 日本は平成19年9月に署名した（条約の存在を認めた）ものの、批准（条約の内容に同意し、仲間入りすること）までには時間を要した（批准は平成26年2月）
5. 条約を批准すると、国連の障害者権利委員会から定期的な審査を受けることになる（日本の初回審査は新型コロナなどで大幅に遅れ、令和4年8月にようやく実施）
6. 審査では、特に教育と地域生活支援の部分で厳しい所見が見られた

令和5年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

41

障害者権利条約の対日審査総括所見

7. 全国手をつなぐ育成会連合会としては、政府公定訳を待つことなく、まずは機関誌「手をつなぐ」で概要をお知らせ
8. その後、勧告のうち、知的・発達障害分野に関わる内容を精査して、3役会議や政策センター会合などで考え方を整理
9. 正会員の皆さま・役員の皆さまからもご意見をいただいた上で、ホームページやSNSなどで公表しています【基本的な考え方は別添のとおり】

令和5年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

42

情報コミュニケーション法の制定

1. 令和4年5月に、障害があることで必要な情報を得ることに困難がある人への支援を規定した「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました
2. この法律は、障害の状況に応じて、全国どこでも障害の有無に関わらず同一内容の情報を同一のタイミングで取得できることを目指すものです
3. 主には視覚・聴覚障害が想定されますが、知的障害分野でも「わかりやすい版」などの展開につなげていく必要があります

令和5年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

43

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 (障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) 概要

目的(1条)

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、
情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

※「障害者」：障害者基本法第2条第1号に規定する障害者(2条)

基本理念(3条)

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項

- ①障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- ③障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- ④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う(デジタル社会)

令和5年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

44

全国手をつなぐ育成会 連合会のうごき

令和5年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

45

久保会長退任・佐々木会長就任

1. 令和5年度の全育連定時総会および臨時理事会（6月29日開催）において、社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会時代から一貫して全国育成会の会長を務めてきた 久保 厚子 会長が退任しました
2. 後任には、東京都手をつなぐ育成会で理事長を務めていた 佐々木 桃子（ささき ももこ） 新会長が就任しました
3. その他を含む全育連執行体制は次のとおりです

令和5年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

46

全国手をつなぐ育成会連合会執行体制

会長

佐々木 桃子 ささき ももこ

副会長

小島 幸子 こじま こうこ 栃木県手をつなぐ育成会会長

大谷 喜博 おおたに よしひろ 鳥取県手をつなぐ育成会会長

西 恵美 にし えみ 熊本県手をつなぐ育成会会長

小出 隆司 こいで たかじ 静岡県手をつなぐ育成会会長

顧問

久保 厚子 くぼ あつこ

常務理事兼事務局長 又村 あおい またむら あおい

令和5年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

47

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会

(東京事務所・法人本部)

事業・業務全般に関する問合せ

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-17-6 第三和幸ビル2F-C

電話：03-5358-9274

FAX：03-5358-9275

メール：info@zen-iku.jp

(滋賀事務所)

書籍の注文発送、会員管理に関する問合せ

〒520-0860 滋賀県大津市石山千町256-1 コスモスハウス108号

電話：077-536-5297

FAX：077-536-5299

メール：siga-jimu@zen-iku.jp

いずれも、お電話は平日の9時30分から17時までにお問い合わせください。

令和5年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

48

全国大会は愛媛県で開催です！

1. 令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響で対面開催できなかった全国大会ですが、令和4年度は福井県で代表者のみ参加、式典のみ実施（日帰り）で対面開催を再開しました
2. 令和5年度については、参加制限なし、分科会と式典を両方ともに実施する2日間の日程で開催いたします【概要はチラシをご参照ください】
3. 開催日程は令和6年1月27日（土）・28日（日）・・・ふるってご参加ください！

令和5年度の重点取組み（1）

1. 新型コロナ災害対策本部の解散と運営体制の平時化
2. 情報・交流誌「手をつなぐ」における誌面内容の充実と電子データによる提供可能性検討
3. 特別賛助会員の拡充に向けた、企業等への働きかけ強化
4. 対面開催とオンライン開催の利点を組み合わせた組織運営経費の最大効率化推進
5. 職務分掌規程、決裁規程などの整備を含む、運営ガバナンスの確立

令和5年度の重点取組み（2）

6. 正会員、支部育成会による「手をつなぐ」および全育連発刊図書の図書館収蔵促進
7. 保険業務（おたすけプラン）の加入促進
8. 正会員を中心とした支部育成会組織の再活性化支援
9. 知的障害のある本人に役員等の位置付けで組織運営に関わっていただくための具体的検討

「手をつなぐ」などの頒布促進

1. 残念ながら、ここ数年の会員数減少に伴い「手をつなぐ」や全育連の刊行図書についても発行部数の減少が続いています
2. そこで、各地区育成会の皆さまにご協力をお願いして、「手をつなぐ」など全育連の刊行図書を各地の図書館へ収蔵（購入）していただく取組みを進めています
3. 具体的な進め方は別添「図書館へのリクエスト手順」のとおりですので、ぜひ皆さまのお力添えをお願い申し上げます

福祉理念の普及事業の継続

1. 神奈川県立津久井やまゆり園における大量殺傷事件を、決して風化させてはなりません
2. 全育連としては、この事件を風化させることなく、広く社会全体と課題を共有し、命の重さと福祉の理念を多くの国民に浸透させることが重要と考えます
3. 令和5年度についても、厚生労働省が主宰する「障害福祉従事者等に対する共生社会の基本理念の普及啓発事業」の「共生社会フォーラム」（福祉サービスの質の向上を図ることを目的に全国各地を巡回するフォーラム）への開催協力を継続していきます

障害基礎年金学習DVDの展開

1. 全育連の権利擁護センターでは、以前から要望のあった障害基礎年金の学習用DVDと、実際に学習会を開くためのマニュアル（シナリオなど）を制作しました
2. 障害基礎年金の勉強会などを開催したことがなくても、DVDとマニュアルがあればスムーズに勉強会を開催できるパッケージとなっています
3. 障害基礎年金に関することは若い世代の大きな関心事であり、特別支援学校などとの連携を図るきっかけにもなりますので、正会員の皆さまから支部の皆さまにもご活用いただけるようお願い申し上げます。

新しい時代の育成会活動に向けて

1. いわゆる団塊世代が75歳（後期高齢者年齢）に到達する「2025年問題」の時期を迎える令和7年を見据えて、全育連では令和2年度から全育連組織等のあり方について検討するプロジェクトチームを立ち上げました
2. 大きく「機関誌機関誌「手をつなぐ」のあり方」「全国大会のあり方」「規程類整備のあり方」「財政基盤安定のあり方」の4点をテーマとし、それぞれに担当副会長を置いて協議を進め、取りまとめました
3. 検討結果は次スライドのとおりですので、ぜひ今後の育成会活動について、各地域でも検討を進めてください

プロジェクトの取りまとめ

機関誌「手をつなぐ」のあり方

1. 冊子の充実と経費節減を両立する観点から「手をつなぐ」誌面を全面的に見直します
2. 印刷経費の適正化を目指し、令和4年度中に印刷業務の入札を実施します
3. 従来は外注方式としていた「手をつなぐ」編集体制を内製化します
4. 販路の拡大に向け、特別賛助会員の拡充などに取り組みます

プロジェクトの取りまとめ

全国大会のあり方

1. 令和3年度については全国大会としてではなく、「一般社団法人発足記念式典」の名称でオンライン配信しました
2. 令和4年度については、第7回全国大会を福井県で開催します
3. 今後の全国大会の開催方法などについては、従来どおり毎年開催を基本としつつ、正会員からの意見を取りまとめ、引き続きあり方を検討します

令和5年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

57

プロジェクトの取りまとめ

規程類整備のあり方

1. 職員採用や労務管理に関する規程、財務経理に関する規程などを順次で整備しました
2. 今後、職務分掌規程、決裁規程など、全育連組織の適正な運営に資する各種の規程を順次整備します

令和5年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

58

プロジェクトの取りまとめ

財政基盤安定のあり方

1. 「手をつなぐ」については、経費の適正化を図るとともに、正会員を中心とした発行部数増加についても手法を検討します
2. 正会員からの分担金のあり方について、十分に意見交換を重ねつつ新しいあり方を施行します（令和4年度の総会で新たな分担金の案について承認を得た上で、令和5年度から適用します）

事業所協議会の正会員化

1. 全育連の事業所協議会は、全国約800の障害福祉サービス事業所（その多くは以前の小規模作業所）で構成される団体です
2. これまでは全育連の「専門委員会」として参画していましたが、育成会活動を主体的に担う一員として活動するため、全育連の正会員となる申込をすることとなりました
3. 令和4年度の総会における承認を経て、56番目の正会員として仲間入りしました

保険事業を活用した会員拡大を

1. 保険商品は知的障害があることだけを理由に加入できなかつたり、保険金が支払われなかつた利するケースが多く、加入ニーズがあります
2. また、本人であれ家族であれ支援者であれ、比較的年齢層の若い方の加入が見込まれます
3. そのため、全育連では「会員である」ことを条件とした団体契約保険を複数ご用意しました
4. 育成会新規加入促進の「1つのツール」として支援学校や事業所へのPRに活用可能です

令和5年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

61

全育連が展開する保険商品

商品名	概要	問合せ先
暮らしのおたすけプラン	本人や家族、支援者などが病気やケガ、天災等で長期療養になった際に、それまでの所得を60%程度補償する保険	全国手をつなぐ育成会連合会 03 5358 9274
がんのおたすけプラン	知的障害のある人も加入しやすいシンプルな告知で、がんに関する治療費をカバーする保険	
おたすけプラン 日ごろの備え	告知不要、年齢に関係なく加入できる総合傷害保険で、自転車の自賠責保険も兼ねる	

全育連の保険は、会員向けの団体契約で保険料割引！

ご清聴
ありがとうございます
ございました

障害者権利条約対日審査総括所見を受けて

1 基本的な考え方について

国際連合において平成18年(2006年)に採択され、我が国が平成26年(2014年)に批准した障害者の権利に関する条約(以下「権利条約」という。)の初回対日審査が令和4年(2022年)8月に実施され、その総括所見が同年9月に公表された。

(一社)全国手をつなぐ育成会連合会(以下「本会」という。)は、今般の総括所見で示された勧告・要請の方向性は全体として目指すべき重要な方向性を示しており、これに賛同する。ただし、その実現に向けては知的・発達障害のある人や子ども(以下「知的障害者」という。)本人を中心として、家族や支援者、行政や地域住民を交えた十分な議論の積上げや、丁寧で着実な段取りの構築が不可欠と考える。

今回の総括所見により、我が国の障害者施策が進むべき方向性が示されたことを受け、政府をはじめとする関係機関には、我が国の実状を踏まえて「早期に実現可能な取組み」に着手するとともに、「実現に向けた課題や必要な支援を明確化すべき取組み」についても、早急に議論を開始するよう求める。

2 とりわけ知的障害に関連する分野について

権利条約においては、特に第12条(法の下での平等)、第19条(地域生活)、第24条(教育)、第28条(相当な生活水準)が知的障害に関係の深い分野として挙げられる。それぞれにつき、現時点における本会の考え方を示す。

なお、現段階では対日審査総括所見の公定訳が示されていないこともあり、今後公定訳が公開された際には、他の条文も含めた総括所見への考え方を示すこととする。とりわけ、津久井やまゆり園における殺傷事件への包括的な対応に関すること、第17条(個人をそのままの状態で保護すること)で勧告された旧優生保護法における優生手術の被害者に対する補償制度改正などについては、強い関心を寄せていく。

(第12条関係)

第12条関係では、代理代行的な意思決定体制の廃止を視野に入れ、障害者本人の自律性、意思、選好を尊重する支援付き意思決定メカニズムを確立すること

が勧告されたことが、我が国ではすでに令和4年6月から成年後見制度のあり方を抜本的に見直す議論が始まっており、こうした取組みを高く評価する。

知的障害者は長期にわたって成年後見制度を利用する可能性があるため、成年後見制度が発足した経緯を踏まえつつ、成年後見制度だけに頼ることなく、真に利用しやすい権利擁護の仕組みが確立されることを期待するとともに、本会においても取り組んでいく。

(第19条関係)

第19条関係では、障害児を含む障害者の施設収容廃止、グループホームを含む特定生活施設に住むことを義務づけられないようにすること、地域自立生活への移行に関する期限付きの目標、人材、技術、資金を伴う法的枠組みおよび国家戦略の策定と都道府県への義務付けなどが「強い要請」として示された。

こうした方向の実現に向けては、まず知的障害者本人が「どこで誰と暮らしたいか」を意思決定するための支援、その人らしい「暮らしぶり」を選びとれるような選択肢や手立てを増やすための方策が不可欠である。また、入所施設の廃止に向けては、現に入所施設が担っている（担うべき）機能・役割（大きく生活が崩れた際の立て直しや、行動障害や医療的ケアなどへの専門支援の提供、短期入所の実施など）を明確化した上で、それらの機能・役割を地域で十分に継承できる施策の実施が必要である。

(第24条関係)

第24条関係では、分離された特別な教育をやめること、インクルーシブ教育を確保するための合理的配慮が保証されること、教育関係者へ障害者の人権モデルに関する認識を高める研修を行うことなどが「強い要請」として示された。

これについても、基本的には第19条と同じく、障害児と保護者がその子にとってより良い「学び方」を選びとれるようにすることが重要である。インクルーシブ教育を受けることが権利であって義務ではない点は十分に認識されなければならない。保護者によっては特別支援学校や特別支援学級へ「社会的に守られている」という安心感を求めている面もある。ただし、教育場面における分断が将来にわたっての分断につながる可能性が高いことは事実であり、学びの場を分けるのではなく、インクルーシブ教育の実現を目指す中で個々の障害児の学びの保障を実現する方策を講じることが望まれる。その際には、特別支援学校や特別支援学級が担っている（担うべき）機能・役割（個別の教育支援ニーズを充足するための手厚い教員配置や学校設備、専門免許と研修体制、少人数対応など）を明確化した上で、それらの機能・役割を地域で漏れなく提供できる教育体制とすることが必要である。

(第28条関係)

第28条関係では、障害者に適切な生活水準を保証するため社会的な保護制度を強化すること、障害者団体と協議の上で障害年金の額に関する規定を見直すことが勧告された。

特に中重度知的障害者の生活水準は障害基礎年金によって大きく左右されることから、政府には早急に本会を含む障害者団体と障害基礎年金のあり方について協議することを求める。

3 今後に向けて

対日審査総括所見で示された勧告や要請、とりわけ第19条、第24条関係の要請を実現していく際には、知的障害者本人の主体性を尊重した上で、意思決定支援を前提として、その人らしい「暮らしぶり」「学び方」を選びとれるような選択肢や手立てを豊かにしていくことが重要である。

そのためにも、本会としては従来の基本的な活動方針が保護的に過ぎた面がなかったかどうかを検証し、諸外国の状況も把握しながら、重度知的障害児は特別支援学校でないと対応できない、親がいなくなったら入所施設が安心であるといった発想を転換し、今回の対日審査総括所見を今後の取組みの方向性としつつ、本人の主体性やチャレンジの機会を尊重する方向性を基本としたい。

令和5年(2023年)2月

(一社)全国手をつなぐ育成会連合会
代表理事(会長) 久保 厚子

第8回 全国手をつなぐ育成会 連合会全国大会

併催：第11回手をつなぐ育成会中国・四国大会愛媛大会
第53回愛媛県手をつなぐ育成会研修大会



2日(1月28日) 記念講演を開催!!

[記念講演 秋川 雅史氏]
1967年、愛媛県西条市生まれ。
2001年CDデビュー。2006年に「第57
回NHK紅白歌合戦」に初出場を果たし、
「千の風になって」を歌唱。2007年の
年間チャート1位を獲得。現在も全国で
精力的にコンサートを行う。

みとめ愛
ささえ愛
共に生きる
社会をめざして

いきいきと
愛^え顔^{がお}でくらす
伊豫の国から

2024年 1月27日(土)・28日(日)

会場：愛媛県県民文化会館

〒790-0843 愛媛県松山市道後町2丁目5-1

[主催]

全国手をつなぐ育成会連合会

中国・四国地区手をつなぐ育成会連合会

愛媛県手をつなぐ育成会

第8回 全国手をつなぐ育成会連合会全国大会

■日時/2024年1月27日(土)・28日(日) ■会場/愛媛県県民文化会館



2024年 **1月27日** 土

育成会大会	
10:30~16:00	第1分科会 テーマ ひとりひとりの個性(好き)を伸ばし、無理なく楽しく暮らす
	第2分科会 テーマ 楽しい人生は夕暮れからはじまる
	第3分科会 テーマ まさかの時にも支え合えるつながりを深める
18:00~20:00	懇親会

本人大会	
10:30~16:00	第1分科会 テーマ おやなきあとについて
	第2分科会 テーマ せいかつ
	第3分科会 テーマ エンジョイスポーツ
18:00~20:00	交流会



西条まつり



松山城



うわじま牛鬼まつり

2024年 **1月28日** 日

全体会	
8:30~9:00	受付
9:00~10:00	大会式典
10:00~11:30	記念講演(秋川雅史氏)
11:30~12:00	中央情勢報告
12:00~12:15	育成会大会決議・本人大会宣言決議報告
12:15~12:20	次回開催地挨拶



暮らしや作業・余暇活動など障がいのある方の日常の風景を集めた写真展を開催します。お立ち寄りください。

お問い合わせ

大会運営事務局 愛媛県手をつなぐ育成会
 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2
 愛媛県庁保健福祉部障がい福祉課内
 TEL089-941-2111(内5391) FAX089-931-8187

指定事業者(旅行会社) 名鉄観光サービス株式会社 松山支店
 〒790-0003 愛媛県松山市三番町4丁目12番4号
 松山大同生命ビル内
 TEL089-921-5131 FAX089-921-7166

図書館に育成会の本をリクエストする手順

この手順書は、皆さまがお住い（お勤め）の地域にある図書館へ、育成会の本を収蔵してもらう際の参考資料です。「手をつなぐ」をはじめとする育成会の本が図書館へ収蔵されることは、知的・発達障害の理解啓発活動としても有効です。

各地の育成会・親の会ご関係者の皆さまにはお手数をおかけいたしますが、ぜひご協力をお願い申し上げます。

（まず下ごしらえ）

在住・在勤地の図書館へ蔵書購入制度（リクエストサービス）があるかどうかを確認してみましょう。制度がある場合、月刊誌（雑誌）でも対象になるかどうかを確認してください。

下ごしらえ結果	その後の手順
リクエストサービスなし	まずは図書館へリクエストサービスを制度化してもらいましょう
リクエストサービスありで月刊誌（雑誌）はNG	別添の「全育連書籍一覧」から、皆さまのご関心が高い冊子をリクエストしましょう
リクエストサービスありで月刊誌（雑誌）もOK	まずは情報交流誌「手をつなぐ」の定期購読をリクエストしましょう その後、別添の「全育連書籍一覧」から、皆さまのご関心が高い冊子をリクエストしましょう

（実際のリクエスト手順）

手順 1

皆さまが在住・在勤地の図書館へ出向き、リクエスト用紙を入手します。地域によっては、パソコンやスマートフォンで申請できる場合もあります。

手順 2

リクエスト用紙に読みたい本を書き入れます。月刊誌（雑誌）がOKの地域であれば、まず「手をつなぐ」の購入をリクエストして、その後に別添の「全育連書

籍一覧」から、皆さまのご関心が高い冊子をリクエストしてください。
月刊誌（雑誌）がNGの場合は、別添の「全育連書籍一覧」から、皆さまのご関心が高い冊子をリクエストしましょう。

【ここがポイント・1】

リクエストする時には、まとめて何冊も希望するのではなく、1年に2～3冊までとしてください。この活動は、少なくとも5年以上は継続する取組みとして位置付けていただければ幸いです。

手順3

リクエストが認められた場合に連絡があるかどうかは、地域によって異なります。連絡が入る場合は、必ずご関係の方へ声かけして、最低でも3～4回は貸出実績をつくるようにしてください。

なお、リクエストが認めらなかった場合は、認められるまで「手順2」を繰り返してください。その場合、リクエストする本は同じでOKです。

【ここがポイント・2】

リクエストした本の貸出実績がゼロになってしまうと、以後のリクエストが認められなくなる恐れがあります。育成会の本が図書館に收藏されるということは、知的・発達障害分野における啓発としても有効です。ぜひ、ご関係の方々に広く声かけして、最低でも3～4回は貸出実績をつくるようにしましょう。

手順4

リクエストしたい本がなくなるまで、手順1～3を繰り返してください。
また、育成会の本が新しくなった場合などには、その都度で手順1～3を踏んでいただければ幸いです。

同じリクエストサービスは、大学図書館でも有効です。
全国の皆さまのご協力、よろしくお願い申し上げます。

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会の書籍一覧

注文冊数	書籍名	定価(税込)	送料	規格	書籍概要
	「親なき後」をみんなで支える	1,100円	別	B5判/112頁	知的障害のある人の高齢化を考える4つのポイント いまできることから始めるきっかけにしてほしい一冊
	たのしい、わかりやすい料理の本	1,100円	別	A4判変形/48頁	知的障害のある人が読んでわかりやすい料理の本 おいしく食べて元気がよく毎日を過ごすための一冊
	あたらしいほうりつの本2018年改訂版	1,320円	別	B5判/120頁	障害のある人が地域でくらししていくために必要なサービスを、 ライフステージごと分かりやすく紹介
	あたらしいほうりつの本2014年版	1,320円	別	B5判/128頁	障害のある人が地域で暮らしていくために必要なサービスを、 できるだけ分かりやすく紹介(無くなり次第販売終了)
	みんなで知ろう・考えよう 障害者虐待防止法	550円	別	B5判/64頁	障害者虐待防止法を知るための7つのポイント入門本
	自立生活ハンドブック4 からだ!!げんき!?	880円	別	A4判/87頁	自分のからだを大切に 毎日健康な生活をおくるヒント集
	自立生活ハンドブック5 ぼなべてい(料理の本)	880円	別	B5判/42頁	かんたんに写真で見て作る 朝食、昼食、夕食、おやつなど21種類の料理の本
	自立生活ハンドブック8 食(しょく)	990円	別	B5判/40頁	番号順の写真を見ながら調理するだけで、18品のおいしいお かずをつくることのできる画期的な本
	自立生活ハンドブック11 ひとりだち	990円	別	B5判/84頁	ひとりだちを目指す若者たちの学習会のテキストに最適 (無くなり次第販売終了)
	自立生活ハンドブック16 性・say・生	990円	別	B5判/98頁	性に関する情報をイラストを使い分かり易く解説、支援者の方 が必要なページを教材として利用する際に最適
	【CD】知的障害のある人の性とその周辺を理解する	660円	別	PDF/104頁	性にまつわる問題の支援者の受け止め方、行動、反省など数々 の事例を交えて解説
	地域らしさを咲かせよう-色とりどりの地域づくり	550円	別	B5判/79頁	「地域づくり」のノウハウを、花づくりに例えながら解説した 一冊(2011年初版)
	きいて!!	1,100円	別	B5判/128頁	第48回育成会全国大会の本人部会の様子(2000年初版)
	復刻版 手をつなぐ親たち~精神薄弱児をまもるために	1,100円	別	B6判/224頁	昭和27年初版当時の精神薄弱児の様子、周りの環境、親の気 持ちなど、当時のベストセラーの完全復刻版
	わたし流でいこう-みんなで話そう、これからの暮らし	660円	別	A4判/96頁	制度政策の解説と、本人が自分らしく生きていくためのガイド ブック(2007年初版)
	夢 全日本手をつなぐ育成会 創立60周年記念誌	3,300円	別	B5判/162頁	全日本手をつなぐ育成会創立60周年記念誌
	【DVD】わたしの暮らし	2,618円	別	70分	生きるとは何か、支援とは何か(2010年初版)

新刊

	ひとりだち2021年改訂版	1,320円	別	B5判/112頁	ひとりだちを目指すための生活や仕事など世の中のしくみを知 る手引きになる本
	自閉スペクトラム症マイベースなきみに 家族はすったもんだ	1,430円	別	A5判/104頁 (中央法規出版)	自閉スペクトラム症のある子の個性と向き合いながら、笑い と涙の「すったもんだ」な家族の日常が描かれた4コマ漫画

【ご注文】一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 滋賀事務所

〒520-0860 滋賀県大津市石山千町256-1
コスモスハウス108号室

ホームページ <http://zen-iku.jp>

TEL : 077-536-5297 FAX : 077-536-5299
E-mail : siga-jimu@zen-iku.jp



当サイトからのメールは「siga-jimu@zen-iku.jp」で届きます。「siga-jimu@zen-iku.jp」からのメールを受信できるようなドメイン設定として
いただくか、弊社ドメイン「zen-iku.jp」を受信リストに加えていただきますよう、お願い申し上げます。

法人団体名 氏名		総注文冊数	冊
発送先住所	〒 -		
請求書宛名		TEL	
備考欄		FAX	

ご注文方法：上記にご希望数と送付先をご記入の上、ファックスでお送り下さい。(メール・ホームページからの注文も可能です。)

発送手数料：お買い上げ金額が10,000円以上の場合は振込手数料無料。送料は別途ご負担頂きます。※冊数により金額が変動します。

お支払方法：郵便局の振込用紙を同封します。また、請求書に記載のゆうちょ銀行、滋賀銀行もご利用頂けます。

公費購入：公費購入に伴う必要書類作成も対応可能です。事前にご相談ください。

配送方法は、ゆうメール(¥210) レターバックライト(¥370) レターバックプラス(¥520) のいずれかです。

総注文冊数に応じて送料の一番安い配送方法を選択させていただきます。

ゆうメールは通常郵便物と同様にポスト投函となり、補償や追跡調査は出来ません。

配送方法にご希望のある場合は上部の備考欄にてご連絡ください。

【お申込みFAX】

077-536-5299

パネルディスカッション

パネルディスカッション

「聴いてみたいきょうだいの声」

パネリスト紹介

きょうだい児と家族の応援団 にじいろもびーる

有馬 桃子 氏

野洲市手をつなぐ育成会 会員

井口 真衣 氏

野洲市手をつなぐ育成会 会員

角谷 美喜子 氏

草津手をつなぐ育成会 会員

中島 はるか 氏

コーディネーター

全国手をつなぐ育成会連合会常務理事兼事務局長

又村 あおい 氏

◇又村 あおい 氏

(一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長)

【プロフィール】



昭和 48 年生まれ。

知的・発達障害のある人と家族や支援者を中心に構成される(一社)全国手をつなぐ育成会連合会の常務理事兼事務局長を拝命しています。

また、知的・発達障害のある人に関わる幅広い団体によって構成される(公社)日本発達障害連盟の常務理事(発達障害連盟刊行の「発達障害白書」「JLニュース」編集長)のほか、厚生労働省障害児通所支援の在り方に関する検討会委員や内閣府の内閣府障害者差別解消支援地域協議会の設置促進に関する検討会委員(平成29年)など

も拝命しています。

障害者総合支援法、児童福祉法をはじめとする障害児者福祉制度全般や、障害者権利条約・障害者虐待防止法・障害者差別解消法などの権利擁護施策と、障害のある人の意思決定支援、障害のある人の暮らしとお金、障害のある子ども(医療的ケアを必要とする子ども)への支援、障害者優先調達推進法を活用した工賃向上、障害児者支援を通じた地域づくりなどが主な活動分野です。

主な著書:

あたらしいほうりつの本(全国手をつなぐ育成会連合会)

あたらしいほうりつの本・改訂版(全国手をつなぐ育成会連合会)

※ほか、共同著書多数

◇有馬 桃子氏（きょうだい児と家族の応援団 にじいろもびーる／公認心理師・臨床発達心理士・介護福祉士）

3歳下の知的障がいの妹と二人姉妹で育つ。
元特別支援学校教員。現在は重症心身障がい児の療育等に従事。
大人のきょうだい会「きょうだい支援の会」の運営や全日本手をつなぐ育成会(当時)の「家族支援ワークショップ」「障害認識プロジェクト」開発委員としての学び、地域の障がい児者家族との出会いから、2019年に東京にて「きょうだい児と家族の応援団 にじいろもびーる」を立ち上げる。子どものきょうだいのための情報サイト「うえるしぶ」の監修も務めている。

◇井口 真衣 氏（株式会社ジッセント・シップ発達支援ルーム poteto
ひとくみ・ふたくみ/児童指導員、看護職員）

4歳下の妹がダウン症であることで福祉の仕事に就きたいと思う。福祉分野で入所施設の生活支援員を経験。入所施設で利用者の高齢化や重複の疾患により、看護の必要性を感じる。その後、看護学校へ。放課後等デイサービスで約2年、勤務。ダブルワークで障がい者支援事業所(通所)でも約2年勤務し、退職。再び現職に戻り、現在に至る。

◇角谷 美喜子 氏（野洲市手をつなぐ育成会会員）

野洲市在住、最重度知的障がいをもつ娘(35歳)の母です。
子どもは、女の子3人で長女・三女はそれぞれ独立して家庭を持っています。
親の立場から、これまでの子育てについての失敗や喜び、きょうだいへの思いなどを、会場にお越しの皆さまと共有できたらと思っています。
本日はよろしく願いいたします。

◇中島 はるか 氏（草津手をつなぐ育成会会員）

現在京都市在住、3人姉弟の長女。
昨年の教育福祉振興大会では、司会進行を努めました。今回は、「きょうだい」パネリストです。2歳下の妹が非定形型自閉症を伴う最重度知的障がい者で、弟が10歳下と年が離れている。妹の障がい発覚がきっかけで人権学習に熱心に取り組む母の影響か、自身も人権については、建前でなく本音でトークします。「きょうだいだから我慢する」ではなく、「きょうだいだからこそ…」のぶっちゃけトーク炸裂?!

聴いてみたい きょうだいの声

(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長
(公社) 日本発達障害連盟 常務理事 (発達障害白書編集長)
障害者差別解消法内閣府各種検討会委員
厚生労働省障害児通所支援の在り方に関する検討会委員

又村 あおい

2023年10月21日 第62回近畿知的障がい者福祉大会 資料

8050は「5020」
なのか？

きょうだいがいれば安心
なのか？

知的・発達障害分野における8050は「出来上がりの絵」であり、その前がある

- 3000 → 適切な療育や保護者支援の欠如
- 4010 → 学校の無理解や放課後等デイサービスなどの不足、世帯全体で孤立化
- 5020 → 通所先が確保されれば一時的に安定、つまずきや失敗の一部は本人のひきこもりへ
- 6030 → 本人の独立チャンスだが、多くは暮らしが安定しているか孤立化してるので踏み出せず
- 7040 → 親が年金受給となり経済的相互依存が加わる
- 8050 → 主に父が死亡して母子世帯型8050が多数

8050は「5020」なのか

1. 一般的にひきこもりからの改善には「信頼できる他人」や「社会」との接点が重要
2. 知的・発達障害者の場合には、この部分への大きなアドバンテージがある
3. 8050へ立ち向かうためのポイントは、遅くとも「6030」くらいまでに本人のライフステージに寄り添う相談員や支援事業所とつながることではないか

8050は「5020」なのか

4. その意味で、中重度の知的・発達障害者については親が60歳代までにグループホームなどへの利用が見通せること
5. 中軽度障害で福祉サービスを利用していない場合やひきこもり状態からの相談は、一般のひきこもり支援事業へアプローチも
6. ひきこもり支援事業と知的・発達障害福祉関係相談窓口や事業所との連携を確認

8050は「5020」なのか

7. 一般的なひきこもり支援制度は実質的な対象年齢を「39歳まで」に限定しているケースも少なくない（定義の関係）
8. そのため40歳以上の場合には「生活困窮者自立支援制度」が実質的な受け皿となるが、知的・発達障害者の場合には生活困窮に当たらないケースも多数
9. ゆえに基幹・委託相談や発達障害者支援センターへの相談が入口となる可能性も大

きょうだい（親族）がいれば安心？

1. いわゆる「親なきあと」を、きょうだいや近しい親族に託すことを考えているケースもあり、家族信託などの仕組みも提示されている
2. 他方で、知的・発達障害のある人については日常生活へのサポート（身上保護）も重要なことから、関わりの深さが求められる
3. 特に「きょうだいがいるから」という発想はヤングケアラーの問題にもつながる

そもそも「ヤングケアラー」って なんですか？

1. ヤングケアラーは新しい概念ということもあり、明確な定義があるわけではありません
2. 国の調査などでは、家庭で病気の両親や祖父母の介護、それに年下のきょうだいの世話などをしている18歳未満の子どもを指すことが多いです
3. 隠れた社会問題として注目されています

なんで「ヤングケアラー」が問題 なんですか？

1. 理由は大きく2つあります。1つはケアに時間を取られ、学校で十分に学べないなどの学習の遅れや友人ができないなど発達への悪影響、もう1つは社会問題としての認識が非常に薄いことです
2. 1つ目の理由はちょっと考えればすぐ分かると思いますが、2つ目の理由は問題です

なんで「ヤングケアラー」が問題 なんですか？

3. 平成30年度の厚生労働省調査によると、自治体におけるヤングケアラーという概念の認識は「認識している」が27.6%、「認識していない」が72.1%
4. 認識している自治体を対象に「ヤングケアラーと思われる子ども」の実態把握状況は「把握している」が34.2%、「ヤングケアラーと思われる子どもはいるが実態は把握していない」が35%
「該当する子どもがいない」が30.3%
5. ん？該当する子どもはいない・・・？本当に??

なんで「ヤングケアラー」が問題 なんですか？

6. 把握できていない理由については、「家族内のことで問題が表に出にくい」が76.8%、「家族がヤングケアラーという問題を認識していない」「ヤングケアラー本人が子どもなため自身が問題を認識していない」が56.1%
7. 以上のことから、周囲に相談できずに孤立している子どもが少なくないと見られ、かつ自治体側も詳しい実態を把握していない可能性が高いという問題が見えてきます
8. しかし、確実に不当な「割り」を食っている子どもがいることは事実であり、看過できない課題です

どうして「ヤングケアラーはいない」 となってしまうのでしょうか？

1. これも大きく2つの理由があると考えられます。1つは、ヤングケアラーの担当部署が定まっていないこと、もう1つは社会的にも課題として認識されにくいことです
2. 先ほどの自治体調査も、児童虐待の担当部署を対象にしていますが、子どもが家のことを手伝うのは当然という認識（適度であれば正しい認識）もあり、課題視されにくい状況があります

障害福祉分野における「ヤングケアラー」問題として考えられることは？

1. 最大の問題は、親に障害（特に精神障害）があることで、子どもが家事全般を担ったり親の面倒を見たりするケースです
2. 特に、親が自分の障害へ自覚的でなかったり、自覚的であってもサービスの利用に拒否的であったりすると、問題が深刻化します

障害福祉分野における「ヤングケアラー」問題として考えられることは？

3. 親に障害がないケースでも、兄弟姉妹に障害のある子どもがいる場合、先ほどの「子どもが手伝うのは当然」という発想が強いと、障害のない子どもがヤングケアラーになってしまいうリスクがあります
4. こちらは先ほどと同じ理由で顕在化しにくいので、より注意が必要です

全ての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸福（ウェルビーイング）な生活を送ることができる社会。

全ての子どもや若者が、保護者や社会に支えられながら、

- ・心身ともに健康でいられる。
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、自分らしく、ひとりひとりが思う幸福な生活ができる。
- ・豊かに楽しく遊ぶことができ、様々な学びや体験をすることができ、生き抜く力を得ることができる。
- ・夢や希望をかなえるために、意欲と希望に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り拓くことができる。
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる。
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる。
- ・不安や悩みを抱えたり、困難にぶつかっても、周囲のおとなや社会にサポートされる。
- ・虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力などから守られ、差別されたり孤立したり、貧困に陥ることなく、安全に安心して暮らすことができる。
- ・働くことや、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる。

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・円滑に社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、子どもを産み育てることができ、子どもとの生活を始めることができる。
- ・希望するキャリアをあきらめることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸福な状態で、子どもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、子どもが幸福な状態で育つことができる。

- ① 子ども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望がかなう。子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の幸福と持続可能性を高める。

子どもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての世代にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

子ども施策に関する重要事項

「子どもまんなか社会」を実現するための重要事項を、子ども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージに縦断的な重要事項

- 子ども・若者が権利の主体であることの周知徹底（子ども基本法の周知、学校教育における子どもの権利に関する理解促進 等）
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、子どもまんなかまちづくり 等）
- 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援、小児慢性特定疾病・難病の子ども・若者への支援）
- 子どもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
- 障害児支援・医療的ケア児への支援（インクルージョンの推進、児童発達支援センターの機能強化、特別支援教育 等）
- 児童虐待防止対策等と社会的養護の推進（改正児童福祉法の円滑な施行、児童相談所の質・量の体制強化、児童養護施設等の環境改善、社会的養護の受け皿の確保・充実、ヤングケアラー支援 等）
- 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組（子ども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等）

2 ライフステージ別の重要事項

- 子どもの誕生前から幼児期まで
子どもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・妊娠前から妊娠中、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障
- 学童期・思春期
学童期は、子どもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、身体的、性的、感情的な変化が起こり、親や友達と異なる自らの内面の世界があることに気づきはじめる、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
・子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止 ・不登校の子どもへの支援 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
高等教育や就職などで新たな環境に適應し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

<主要事項>

第1 こどもの視点に立った司令塔機能の発揮

- 1 こどもまんなか社会の実現
- 2 こども政策DXのための基盤強化やこどもデータ連携の推進

第2 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

- 1 地域の実情や課題に応じた少子化対策
- 2 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援
- 3 高等教育の無償化

第3 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- 1 総合的な子育て支援
- 2 地域の子ども・子育て支援、こどもの居場所づくり支援の推進
- 3 こどもの安全・安心

第4 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- 1 改正児童福祉法の円滑な施行等による児童虐待防止対策・社会的養護の充実
- 2 ひとり親家庭等に対する支援の推進
- 3 ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・家庭に対する支援
- 4 障害児支援体制の強化
- 5 こどもの自殺対策やいじめ防止対策の強化

きょうだい児支援のために育成会ができること

1. 障害のある子どものきょうだい児の場合、仮にヤングケアラーになってしまったら状態が固定化しやすく、そのまま「オールドケアラー」になってしまう可能性があります
2. 兄弟姉妹の仲が良いことは重要ですが、兄弟姉妹は「兄弟姉妹であること」が最優先であり、決して無償の労働力ではありません
3. きょうだい児には彼らの人生がありますから、上手に各種の福祉サービスを活用してきょうだい児をヤングケアラーにしないことを意識したいものです
4. ただし、障害児を育てる親御さんにそのことだけを求めるのは酷ですから、ぜひとも各地の育成会・親の会で茶話会や相談会を開く、市町村や相談支援事業所や福祉サービスにつなぐといったお力をいただきたいと思います

変わるもの、変わらないもの

変わる制度

措置 → 支援費 →
自立支援法 → 総合支援法

変わらない支援

本人や兄弟姉妹に寄り添った支援など

ご清聴いただき
ありがとうございます
ございました

ご参考まで・・・（その1）

全国手をつなぐ育成会連合会

2020年4月から、一般社団法人として生まれ変わりました。

<http://zen-iku.jp/>



または、「全国手をつなぐ育成会連合会」
で検索していただくとたいがいトップで
表示されます。

QRコードはこちら！

2020年10月21日 第02回近畿地区の障がい者福祉大会 資料

ご参考まで・・・（その2）

あたらしいほうりつの本（2018年版）

全国手をつなぐ育成会連合会では、できるだけ読みやすく、障害福祉サービスや年金・手当などの概要や手続きのながれを解説した『あたらしいほうりつの本』を発行しています。



お求めは、全国手をつなぐ育成会連合会
のホームページから！

<http://zen-iku.jp/publish/book>



大会 資料

ご参考まで・・・（その3）

「おたすけプラン」シリーズ大好評です！

育成会の会員向けの福利厚生として展開する保険事業「おたすけプラン」シリーズは「所得補償保険」「がん保険」「傷害総合保険」の3種類で、いずれも障害のある人にもご加入いただけるよう、運用を工夫しています（障害以外の理由で加入できない場合があります）。加入対象は、育成会の会員〔障害のある人、障害のある人の家族（親、きょうだい）、障害福祉サービス事業所の職員、全国手をつなぐ育成会連合会の賛助会員〕の皆さまです。

（お問合せ）

電話：03-5358-9274（平日10時から19時）

メール：info@zen-iku.jp（24時間受付）



おたすけプランシリーズの概要

- （1）がんのおたすけプラン：日本人の2人に1人は患う「がん」に特化した保険
⇒ 告知事項をシンプルにしたことで、知的障害のある本人が加入しやすく
- （2）おたすけプラン・日ごろの備え：個人賠償責任保険+傷害総合保険+特定感染症補償
⇒ 日常生活での賠償トラブルを補償し、新型コロナウイルス感染を一部補償。自転車の自賠責も兼ねる。手ごろな価格でご加入可能。（年齢による保険料変動がなく、告知不要）
- （3）暮らしのおたすけプラン：所得補償に特化した保険
⇒ 病気やけがで長期休業（退職）になった場合に、給与の60%程度を補償（精神疾患による休職も2年間補償）

団体契約により保険料10%割引！

知的障害者を支える方向け
「暮らしのおたすけプラン」

所得補償保険
+ 葬祭費用等補償特約

知的障害者本人
の安心・安全・健康をサポート

がん保険

日ごろの備え
個人賠償+傷害+特定感染症

手をつなぐおたすけプラン

資料

自閉スペクトラム症
マイペースなきみに



監修：井上雅彦
編集：全国手をつなぐ育成会連合会
イラスト：マリマリマーチ

- ◎ A5判 / 104頁
- ◎ 定価 1,430円 (本体 1,300円 + 税10%)
- ◎ 2022年 11月発行
- ◎ 978-4-8058-8785-1

試し読みはこちら
(発行次第アップ予定)



オールカラー!

【目次】

はじめに

自閉スペクトラム症の特徴と理解

はじめに / ASD 診断のある人・ない人 /
ASD の原因 / ASD のある人は増えている? /
ASD のある子どもの子育てへの支援 /
読者のみなさんへ

すったもんだの日々

主な登場人物

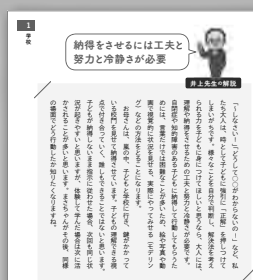
- 1 学校
「何があっても学校は行くもの」(など全 6 話)
- 2 施設・病院
「お父さんの服装」(など全 5 話)
- 3 行事・外出 (全 10 話)
- 4 家・日常生活 (全 13 話)

<コラム>

- ・伝えるポイントは、「具体的に」と「視覚的に」
- ・体験を重ねて不安をなくす 他 2 本

全国手をつなぐ育成会連合会の機関誌『手をつなぐ』に好評連載中の 4 コマまんが「毎日すったもんだ」が一冊の本になりました。

自閉スペクトラム症のある子の個性と向き合いながら、笑いあり涙ありの「すったもんだ」な家族の日常を、4 コマまんがで切り取りました。学校、病院、外出など場面ごとのユニークなエピソードに、クスッとしたり、多様な個性を実感したり。解説付きで、かかわりの参考にもなる一冊です。



井上雅彦先生の
わかりやすい
解説付きです



ほのぼのとした
温かいイラストで描
く 34 のエピソード

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会の書籍一覧

注冊数	書籍名	定価(税込)	送料	規格	書籍概要
	「親なき後」をみんなで支える	1,100円	別	B5判/112頁	知的障害のある人の高齢化を考える4つのポイント いまできることから始めるきっかけにしてほしい一冊
	たのしい、わかりやすい料理の本	1,100円	別	A4判変形/48頁	知的障害のある人が読んでわかりやすい料理の本 おいしく食べて元気よく毎日を過ごすための一冊
	あたらしいほうりつの本2018年改訂版	1,320円	別	B5判/120頁	障害のある人が地域でくらししていくために必要なサービスを、 ライフステージごとと分かりやすく紹介
	あたらしいほうりつの本2014年版	1,320円	別	B5判/128頁	障害のある人が地域で暮らしていくために必要なサービスを、 できるだけ分かりやすく紹介(無くなり次第販売終了)
	みんなで知ろう・考えよう 障害者虐待防止法	550円	別	B5判/64頁	障害者虐待防止法を知るための7つのポイント入門本
	自立生活ハンドブック4 からだ!!げんき!?	880円	別	A4判/87頁	自分のからだを大切に 毎日健康な生活をおくるヒント集
	自立生活ハンドブック5 ぼなべてい(料理の本)	880円	別	B5判/42頁	かんたんに写真で見て作る 朝食、昼食、夕食、おやつなど21種類の料理の本
	自立生活ハンドブック8 食(しょく)	990円	別	B5判/40頁	番号順の写真を見ながら調理するだけで、18品のおいしいお かずをつくることのできる画期的な本
	自立生活ハンドブック11 ひとりだち	990円	別	B5判/84頁	ひとりだちを目指す若者たちの学習会のテキストに最適 (無くなり次第販売終了)
	自立生活ハンドブック16 性・say・生	990円	別	B5判/98頁	性に関する情報をイラストを使い分かり易く解説、支援者の方 が必要なページを教材として利用する際に最適
	【CD】知的障害のある人の性とその周辺を理解する	660円	別	PDF/104頁	性にまつわる問題の支援者の受け止め方、行動、反省など数々 の事例を交えて解説
	地域らしさを咲かせようー色とりどりの地域づくり	550円	別	B5判/79頁	「地域づくり」のノウハウを、花づくりに例えながら解説した 一冊(2011年初版)
	きいて!!	1,100円	別	B5判/128頁	第48回育成会全国大会の本人部会の様子(2000年初版)
	復刻版 手をつなぐ親たち～精神薄弱児をまもるために	1,100円	別	B6判/224頁	昭和27年初版当時の精神薄弱児の様子、周りの環境、親の気 持ちなど、当時のベストセラーの完全復刻版
	わたし流でいこうーみんなで話そう、これからの暮らし	660円	別	A4判/96頁	制度政策の解説と、本人が自分らしく生きていくためのガイド ブック(2007年初版)
	夢 全日本手をつなぐ育成会 創立60周年記念誌	3,300円	別	B5判/162頁	全日本手をつなぐ育成会創立60周年記念誌
	【DVD】わたしの暮らし	2,618円	別	70分	生きるとは何か、支援とは何か(2010年初版)

新刊

	ひとりだち2021年改訂版	1,320円	別	B5判/112頁	ひとりだちを目指すための生活や仕事など世の中のしくみを知 る手引きになる本
	自閉スペクトラム症マイベースなきみに 家族はすったもんだ	1,430円	別	A5判/104頁 (中央法規出版)	自閉スペクトラム症のある子の個性と向き合いながら、笑い と涙の「すったもんだ」な家族の日常が描かれた4コマ漫画

【ご注文】一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 滋賀事務所

〒520-0860 滋賀県大津市石山千町256-1
コスモスハウス108号室

ホームページ <http://zen-iku.jp>

TEL : 077-536-5297 FAX : 077-536-5299

E-mail : siga-jimu@zen-iku.jp



当サイトからのメールは「siga-jimu@zen-iku.jp」で届きます。「siga-jimu@zen-iku.jp」からのメールを受信できるようなドメイン設定として
いただくか、弊社ドメイン「zen-iku.jp」を受信リストに加えていただきますよう、お願い申し上げます。

法人団体名 氏名		総注冊数	冊
〒	-		
請求書宛名		TEL	
備考欄		FAX	

ご注文方法：上記にご希望数と送付先をご記入の上、ファックスでお送り下さい。(メール・ホームページからの注文も可能です。)

発送手数料：お買い上げ金額が10,000円以上の場合は振込手数料無料。送料は別途ご負担頂きます。※冊数により金額が変動します。

お支払方法：郵便局の振込用紙を同封します。また、請求書に記載のゆうちょ銀行、滋賀銀行をご利用頂けます。

公費購入：公費購入に伴う必要書類作成も対応可能です。事前にご相談ください。

配送方法は、ゆうメール(¥210) レターバックライト(¥370) レターバックプラス(¥520) のいずれかです。

総注冊数に応じて送料の一番安い配送方法を選択させていただきます。

ゆうメールは通常郵便物と同様にポスト投函となり、補償や追跡調査は出来ません。

配送方法にご希望のある場合は上部の備考欄にてご連絡ください。

【お申込みFAX】

077-536-5299



2023年10月21日

第62回近畿知的障がい者福祉大会
(第57回滋賀県知的障がい者教育福祉振興大会併催)

パネルディスカッション 「聴いてみたい きょうだいの声」

きょうだい児と家族の応援団 にじいろもびーる

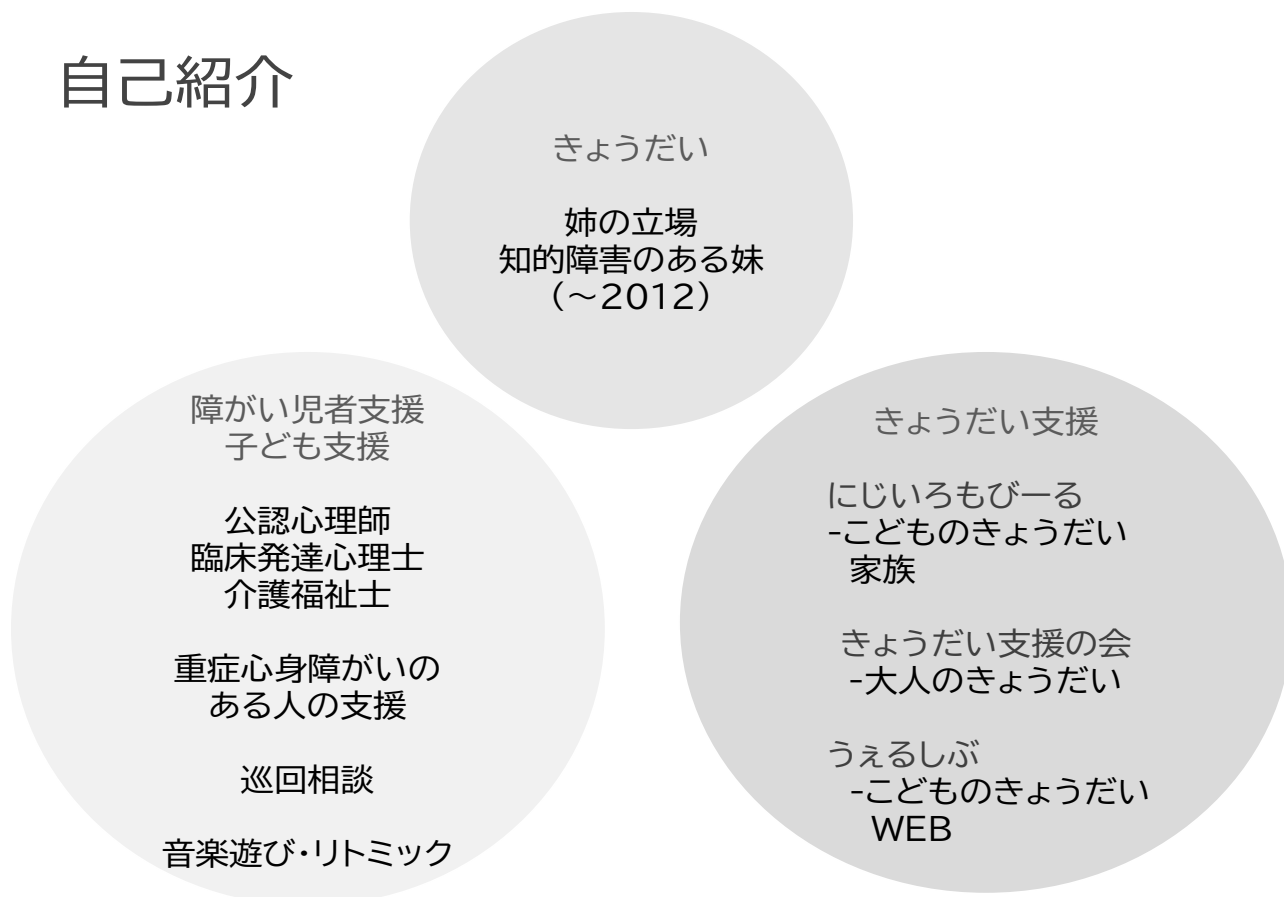
代表 有馬桃子

お話にあたって

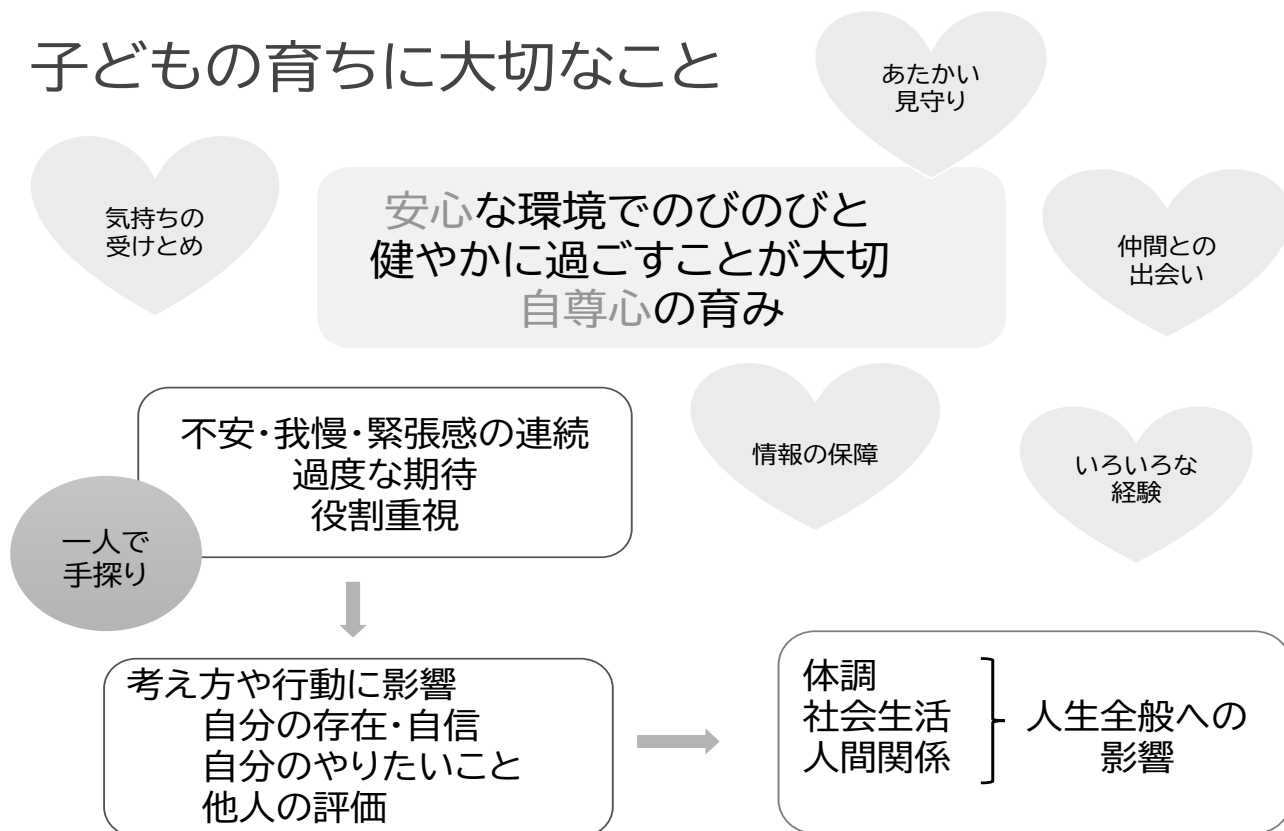
- ◆この企画とご参加のみなさまに感謝申し上げます。
- ◆もし、心がソワソワしたりキュツとした時は…
揺れる気持ちに寄りそってください。
- ◆きょうだいの経験や気持ちには個人差があります。
- ◆頑張っている親御さん、病気や障害のあるお子さん
ご家族みなさんのことも応援しています



自己紹介



子どもの育ちに大切なこと



妹と私



妹はアンカー

妹ってそういうもの（障がい、家族の中心、守るべき存在）

子どもの頃

- ・ケアに携わっていたわけではない
- ・妹に困らされたことはそんなにない
- ・親に妹の将来を託されたり期待されたわけでもないけど…

不安

葛藤

いろいろな思いがありました

きょうだいとしての経験①子どもの頃

小学生

- ・大人になったらどうなるの？
- ・実は寂しかった…？
- ・誰か私を認めてほしい
ここにいていいのかな？
→頑張れば、役に立てばOK

思春期

- ・友達に話しづらい…
- ・妹の分も、母の分も
- ・自由⇔義務感や罪悪感

まわりの目

親の姿

社会通念

きょうだいのいろいろな気持ち

ひとりで奮闘
していたなあ

<p>わたしだって頑張っているのに、弟のことばかり！</p> <p>←怒り</p> 	<p>妹のことなかなか友だちには話せない・・・</p> <p>←孤独感</p> 	<p>お兄ちゃんと一緒に遊べない・・・</p> <p>←寂しさ</p> 	<p>好きな人はお兄ちゃんのことわかってくれるかな？</p> <p>←将来の不安</p> 
<p>弟とバスに乗るとまわりの人がジロジロ見てくる</p> <p>←恥ずかしさ</p> 	<p>自分がお兄ちゃんのこと守らないといけないかな？</p> <p>←プレッシャー</p> 	<p>自分だけ楽しんでいていいのかな？</p> <p>←負罪感</p> 	<p>なんで急にとても大きな声を出すの？</p> <p>←困惑</p> 

子どものきょうだいのためのWEBサイト「うえるしが」より引用

あの頃、誰かに気づいてほしかったなあ

いろいろな気持ちを感じるのは自然なこと
どんな気持ちもあっていい

学齢期のきょうだいにおける困りごとの一例

<p>家庭内で起こっていること</p>  <p>障がいのある兄弟姉妹の行動によって、勉強に集中できないことがあります。課題の提出などに影響する場合もありますが、先生に事情を説明するのをためらうきょうだいもいます。</p>	<p>周囲からの言葉かけ</p>  <p>「いい子だね」「面倒をみてえらいね」という声かけに、「大人の手をわずらわせてはいけない」「障がいのある兄弟姉妹の分まで頑張らなければいけない」などのプレッシャーを感じることもあります。</p>
<p>障がいに対する意識の違い</p>  <p>障がいゆえに兄弟姉妹がじろじろ見られていることを感じて、戸惑いや恥ずかしさなど複雑な気持ちをもつことがあります。友人に兄弟姉妹のことをどう話しているのか迷うきょうだいも多くみられます。</p>	<p>将来に対する不安</p>  <p>将来を考えた時に、同時に兄弟姉妹のことも頭に浮かんできて、「自分が世話をしなければならぬのかな」といった不安を感じ、進路選択に悩むきょうだいもいます。自分の夢を自由に語るまわりの友達とのギャップを感じることもあります。</p>

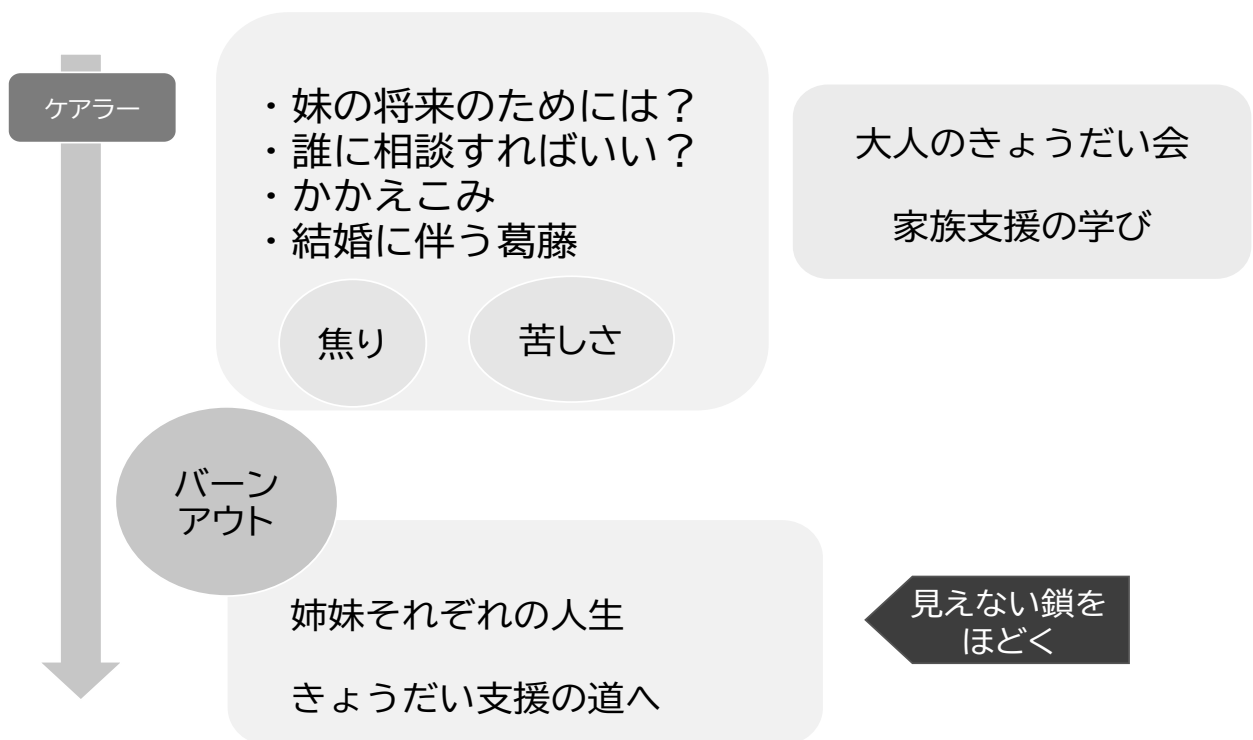
「学校の先生にお伝えしたいきょうだいのこと」byうえるしが より引用

心の中にある複雑な思い

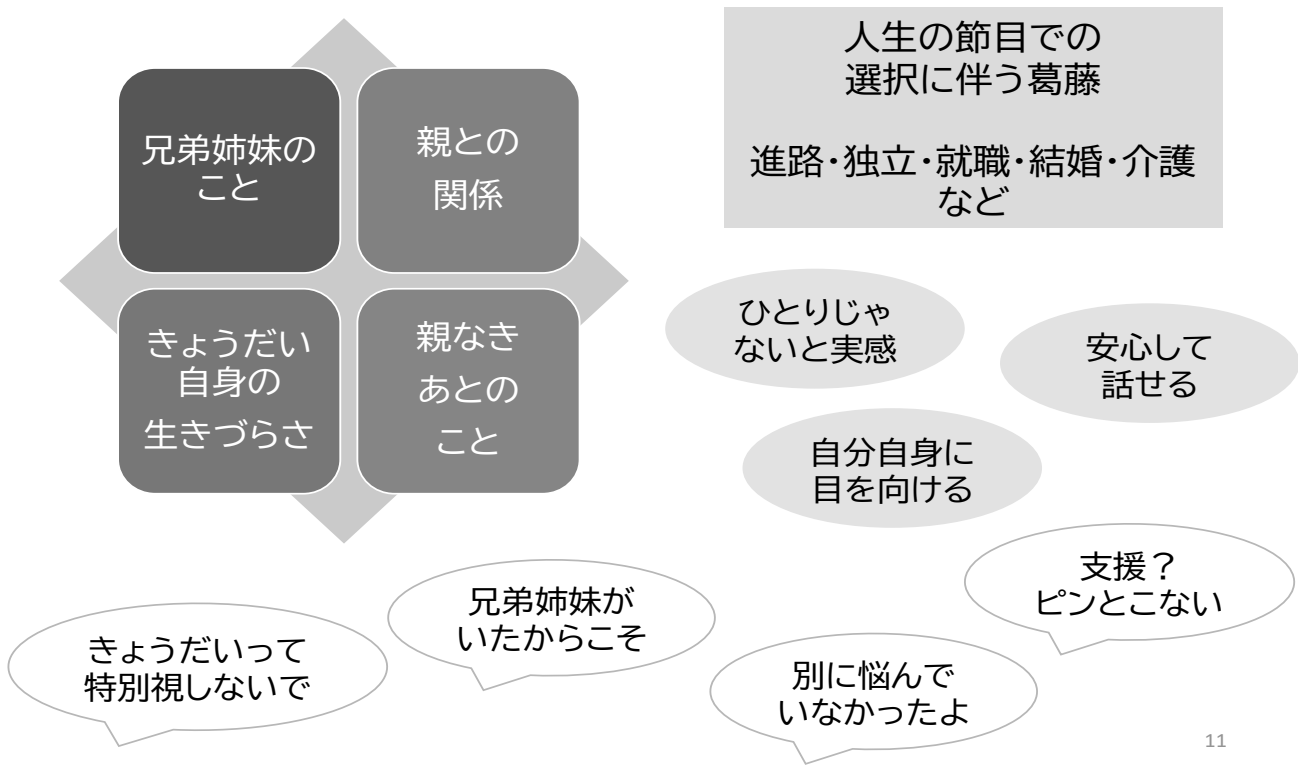


子どものきょうだいのためのWEBサイト「うえるしば」より引用

きょうだいとしての経験②大人になって

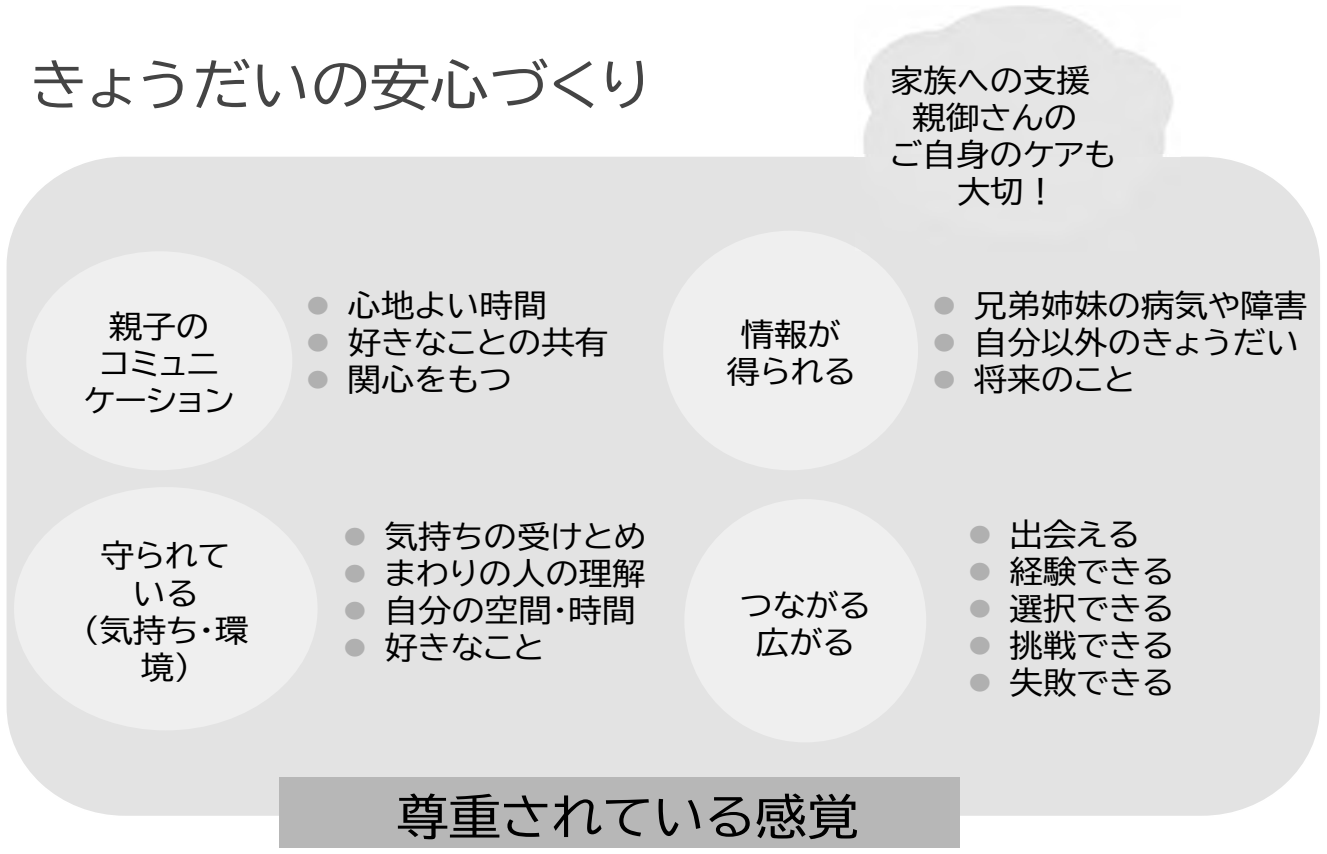


大人のきょうだいのエピソードから



11

きょうだいの安心づくり



きょうだい支援の場

子どもの
きょうだい
支援

大人の
きょうだい
支援



対面

オンライン

WEB



きょうだい児と家族の応援団 にじいろもびーる

- ・東京都杉並区、中野区を拠点に活動
- ・2020年から活動開始

きょうだいさんの広場
きょうだいのためのイベント



オンライン
&
対面活動

きょうだい児支援学習会
保護者・支援者向けセミナー



↑
HPに詳しい報告があります

啓発活動
地域・きょうだいのまわりの人へ



「きょうだい支援の会」(1998～)



- ・「安心して自分の感情を表現し、体験を共有できること、必要な情報を得られる場」を目指すセルフヘルプグループ
- ・概ね18才以上のきょうだいが対象(兄弟姉妹の障害や疾患の種別は問わない)
- ・2か月に1回程度、オンラインで例会(集まり)を開催。
- ・年2回シニアミーティング(概ね親が70歳以上のきょうだい)など
- ・困りごとをテーマにする以外に「ブックトーク」「好きなこと探し」「自分の考え方の傾向を知る」など



【参加者の声:はじめての経験】

- ・自分以外のきょうだいに会えた
- ・兄弟姉妹や家族の話ができた
- ・自分の本当の気持ちを言えた
- ・ひとりではないと思えた
- ・他の人の体験談からヒントをもらえた

- ・お互いの前提条件がわかっている安心感
- ・他の人の体験を聴き、自分の経験を言葉にする意義
- 自分の気持ちの気づき
肯定される経験、視野の広がり
自分をいたわることや頑張り過ぎないことを知る



大切にしたいこと

きょうだいはひとりひとりが違います

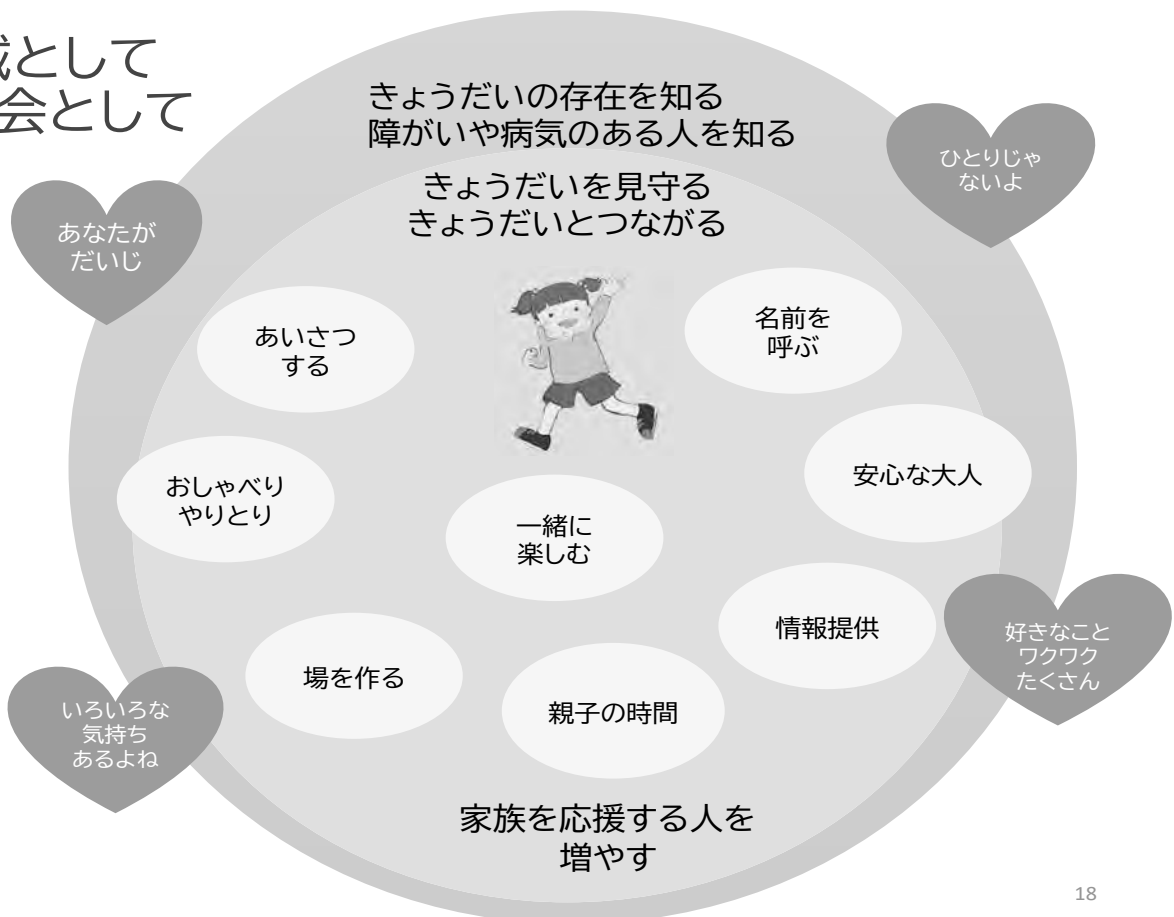
「きょうだいだから、こう(なはず)」ではなく

「あの子は、こう(思っているはず)」でもなく

今、目の前のきょうだいの思いを想像して
「あなたは大切な存在だよ」「ひとりじゃないよ」
と伝えたいと思っています



地域として 社会として



きょうだい支援関連の情報

- Sibkoto (シブコト)
障害者のきょうだいのためのサイト
大人のきょうだい向け
- 日本きょうだい福祉協会
「きょうだい」にとって いつでもどこでも安心して
暮らせる社会の実現を目指して活動
HPにいろいろな情報を掲載
- シブリングデー(きょうだいの日) 4月10日
- シブリングサポーター研修ワークショップ (NPO法人しづたね)



WEBでダウンロードできる資料



NPO法人しづたね



NPO法人なかのドリーム

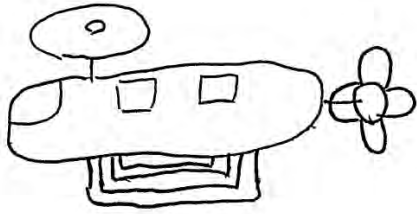


うえるしが

本人大会

近畿知的

社大会



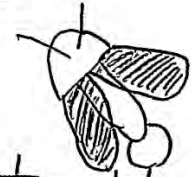
障がい者福



本人大会

日時：令和5年10月2日(土)

12時～15時45分



場所 滋賀県守山市守山市民ホール

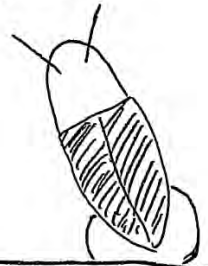
「2階学習室」

内容 別紙

(交通アクセス)



(電車・バス)



名神高速道 滋賀栗東IC出口 → 国道8号守山方面 → 栗東市 宅屋 交差点左せ → 守山市 金森町西 交差点左せ → 守山市民ホール Pあります

新快速 野洲・米原方面行 守山駅下車 バス 杉江じゅんかん線 3番のり場 守山市民ホール線 2番のり場 どちらも行けます

- ※ 現在、守山市民ホール線は土曜日走っていません。
※ 立命館守山中学校・高校 直行バスに乗っても行けます。(守山市民ホールのとおりが立命館守山中学校・高校です。)

別紙

本人大会 タイムスケジュール

12時10分～13時10分「1時間」

● コロナ禍の中、どんな活動をしていかか

13時20分～50分「30分」発表しよう

○ ご当地三択クイズ (各府県市で問題を
考えて来(下))

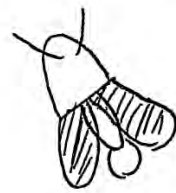
14時～15時「1時間」

● どんな活動をしていきたいか 語り合おう

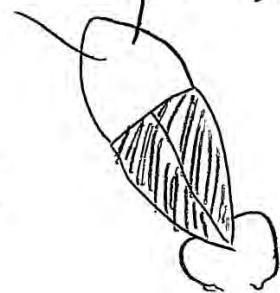


15時10分～40分「30分」

○ よし笛のきれいな音色を聴いてみよう



当日の予定や時間が変更になることがあります
ご理解宜しう願います



大会決議(案)

本日、第62回近畿知的障がい者福祉大会(併催 第57回滋賀県知的障がい者教育振興福祉大会)の名のもと、『聴いてみたい きょうだいの声 ～障害のある人と家族が“自分らしく”生きるために～』をテーマに、ここ守山市民ホールにおいて、近畿各府県の育成会が一堂に会し、実り多い大会を開催することができました。

本大会は、障がいのある人も家族も「生きていて良かった」と思える人生を送るためには何が必要か、きょうだいの声は家族に届いているのか、日頃の生活の中で見過ごされがちな家族の思いについて、あらためて考えてみました。

そして、障がいのある人と家族が自分らしく生き、暮らしやすい社会の実現を目指して、次の事項を決議します。

- 一. 障がいのあるひとだけでなく、家族にも配慮した福祉環境の整備を求めます。
- 一. 障がいのある人と家族が声をあげやすい、学校・職場・地域作りを求めます。
- 一. 障がいのある人も家族も、安心して地域生活を送ることができるよう、実情に合わせた使いやすいサービスの充実を求めます。
- 一. 障がいのある人も家族も、お互いの個性を認め、自分らしく生きるよう努めます。

令和5年10月21日

第62回近畿知的障がい者福祉大会

(併催 第57回滋賀県知的障がい者教育福祉振興大会)

参加者一同

ほんにんたいかいけつぎ あん
本人大会決議 (案)

1. じぶん じぶん き わたし き わたし いけん き
自分のことは自分で決めます。私たちのことを決めるときには、私たちの意見を聞いてください。
2. しょう ひと さべつ ぎゃくたい ぜったい ゆる ぎゃくたいぼうしほう さべつかいしょうほう
障がいのある人への差別や虐待は絶対に許せません。虐待防止法や差別解消法をしっかりと守ってください。
3. ヘルプマークをつけていても気づいてもらえません。しえん はいりょ ひつよう しょう
支援や配慮が必要な障がいのあ
る人が身につけているマークであることをひろく知らせてください。
4. わたし けっこん こそだ おも おうえん わたし あんしん
私たちが結婚したい、子育てしたいと思ったら、応援してください。私たちが安心して子育てしていける方法を教えてください。
5. じぶん えら ばしょ はたら く わたし こま たす
自分が選んだ場所で働き、暮らしたいです。私たちが困ったときに助けてくれる、キーパーさん、ヘルパーさん、相談員さん、支援員さんを増やしてください。
6. グループホームやアパートの家賃が高いです。やちん たか わたし かね あんしん ひとり く
私たちのお金で安心して一人で暮らして
いけるだけの賃金、ちんぎん ねんぎん てあて ほじょきん だ
年金、手当や補助金を出してください。
7. わたし いりょうひ す むりょう
私たちの医療費をどこに住んでいても無料にしてください。
8. さいがい じ こ だいたいゆそう わ つた ふくしひなんしよ
災害や事故のときに、代替輸送があることを分かりやすく伝えてください。福祉避難所
をたくさんつくってわたし つか かた おし
私たちに使い方を教えてください。
9. ほんにん かい ちいき こうりゅう わ ひろ おうえん
本人の会がない地域に交流の輪を広げられるよう応援してください。

れいわ ねん がつ にち
令和5年10月21日

だい かいきんきちてきしょう しゃふくしたいかい
第62回近畿知的障がい者福祉大会

ほんにんたいかい さんかしゃいちどう
本人大会 参加者一同

近畿手をつなぐ育成会連絡協議会

◆一般社団法人京都手をつなぐ育成会

〒615-0864 京都府京都市右京区西京極新明町 38-3
TEL 075-322-1070 FAX 075-322-1071

◆社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会

〒574-0036 大阪府大東市末広町 15-6
TEL 072-869-6555 FAX 072-889-2365

◆公益財団法人 兵庫県手をつなぐ育成会

〒651-0062 兵庫県神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター5F
TEL 078-242-4644 FAX 078-242-4069

◆一般社団法人 奈良県手をつなぐ育成会

〒634-0061 奈良県橿原市大久保町 320-11 奈良県社会福祉総合センター内
TEL 0744-29-0150 FAX 0744-29-0151

◆和歌山県手をつなぐ育成会

〒649-5338 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町二河 29-12
TEL 0735-52-5364 FAX 0735-52-5364

◆社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会

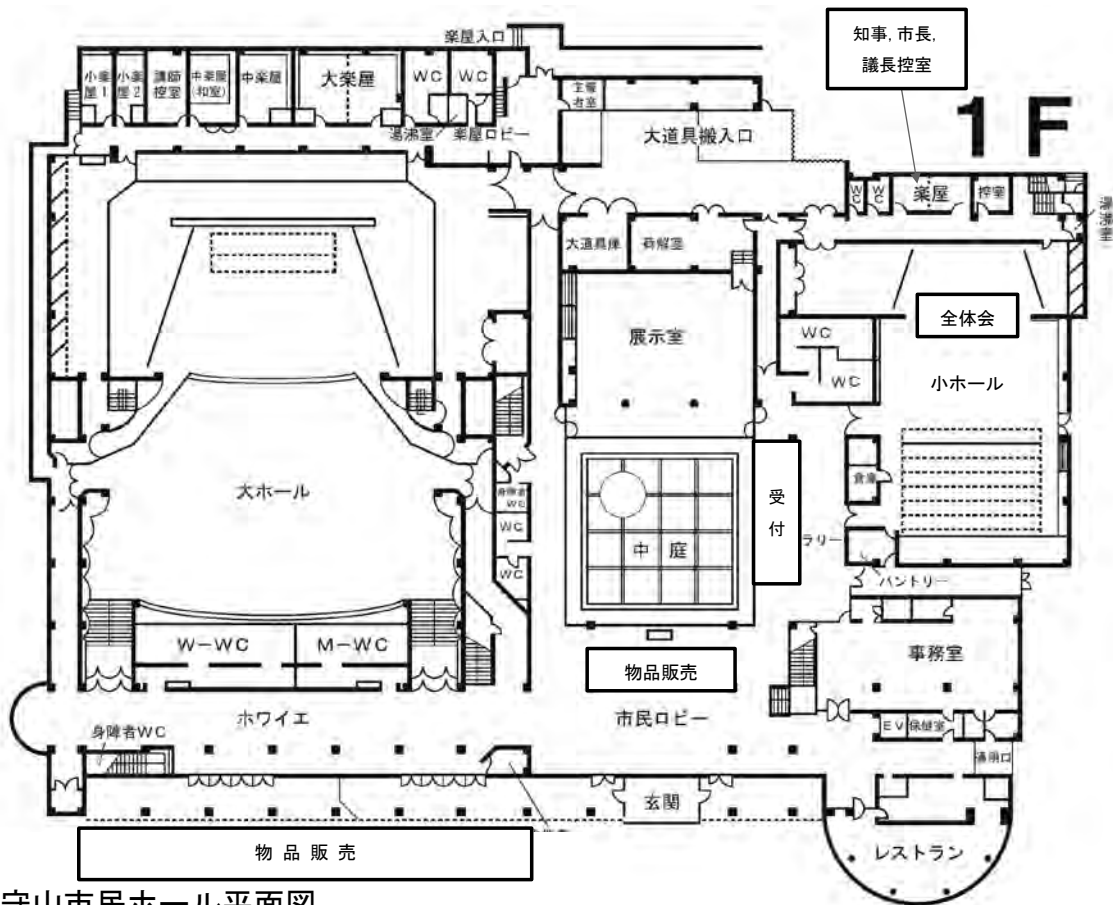
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 12-10 大阪市立社会福祉センターB1
TEL 06-6765-5621 FAX 06-6765-5623

◆一般社団法人 神戸市手をつなぐ育成会

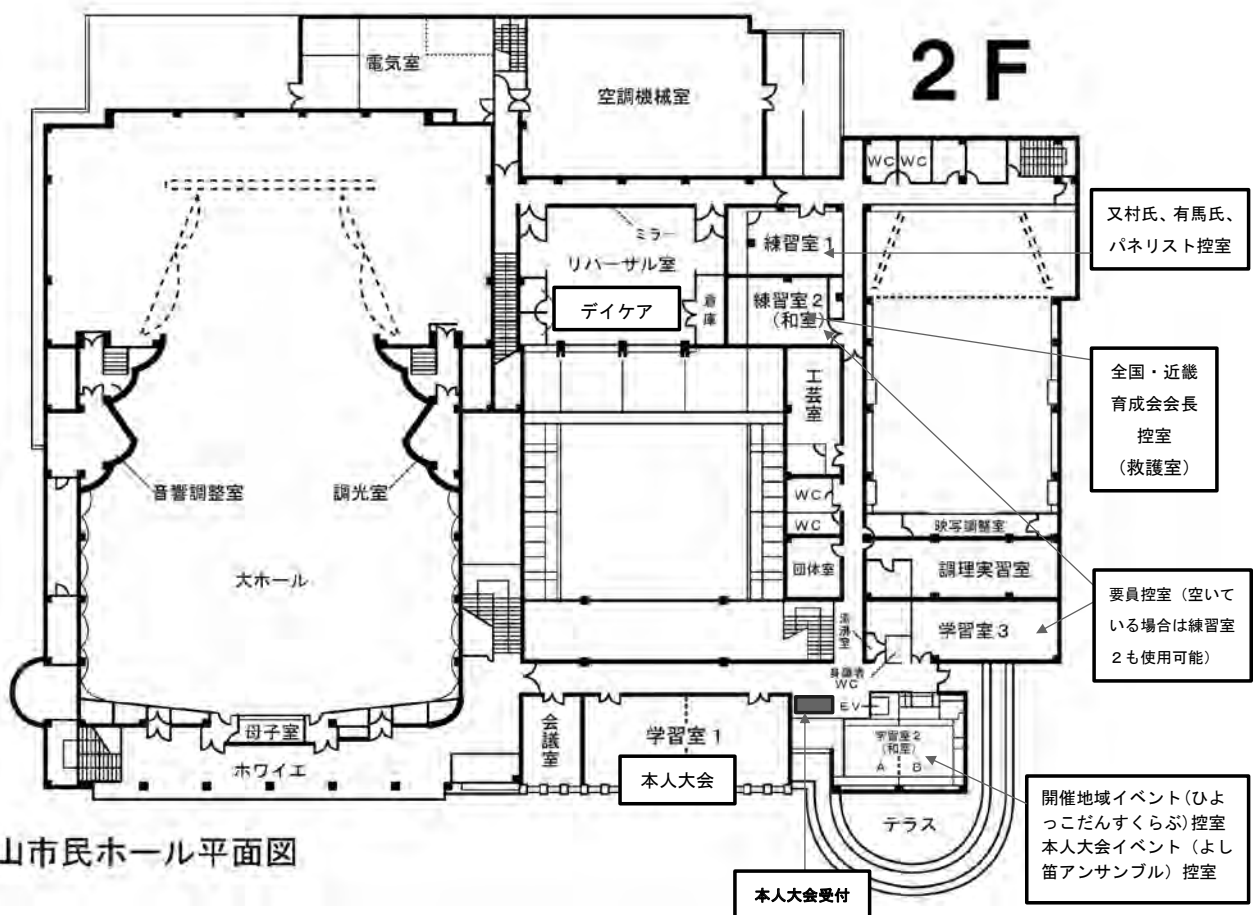
〒653-0014 神戸市長田区御蔵通 4-205-2 育成会会館1F
TEL 078-515-5242 FAX 078-515-5244

◆公益社団滋賀県手をつなぐ育成会

〒520-0044 滋賀県大津市京町 4 丁目 3-28 厚生会館内
TEL 077-523-3052 FAX 077-523-3052



守山市民ホール平面図



守山市民ホール平面図

広告協賛企業・団体

**本大会に対し、深いご理解とご協力を賜り、
厚くお礼申しあげます。
ありがとうございました。**



このようなお困り事に
心当たりがある方に…

病気やケガが絶えない…
成人病や生活習慣病に備えたい…
他人の物を壊してしまった…
虐待・雇用現場での差別など
人に相談しにくい悩みがある…

障がいのある方とご家族へ



ぜんちの

あんしん保険

少額短期保険法(特約)2013年創設

- ・最高日額1万円
- ・個人賠償責任補償
- ・弁護士費用補償
- ・安心サポート

知的障がい・
発達障がい、ダウン症、
てんかんのある方、
ご家族に

特別支援教育を必要とされている方へ



ぜんちの

こども傷害保険

短期損害補償付傷害保険 2013年創設

- ・入院・通院を日額保障
- ・個人賠償責任補償
- ・トラブルに巻き込まれた際、
弁護士がサポート

弁護士が
全面的に
サポート

※ご契約にあたっては必ず「ご契約に際しての重要事項」「約款」東京海上日動の「重要事項説明書」をよくお読みください。
ご不明な点等がある場合には、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。

詳しい資料のご請求・お問合せはこちら

【2022年5月作成 22-TC00934】

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル4階
0120-322-150 平日9時～17時/土日・祝日・年末年始を除く
URL: <http://www.z-kyosai.com/>

ぜんち共済株式会社
関東財務局長(少額短期保険)第14号

一般社団法人
全国手をつなぐ育成会連合会の
会員の皆様へ

手をつなぐがん保険

(団体総合生活保険)

障がいのある方とご家族をワイドにお守りする保険です

なぜ障がいのある息子はがん保険に加入できないのでしょうか?*

(※ぜんち共済のお客様アンケートより)

前会長の久保顧問とぜんち共済社長の榎本が「手をつなぐがん保険」に対する思いを対談形式で語っています。また、又村事務局長による加入方法のご案内もあります。動画を是非ご覧ください!!

動画はこちらから



<https://youtu.be/MU8sw5liByk>

特長1



代理手続き
代理告知が可能

障がいのある方向けプラン

特長2



告知対象
疾患の緩和

※告知対象疾患
25に拡大しやすく
変更しました!

障がいのある方向けプラン

特長3



“親なきあと”に
備える補償

障がいのある方のご家族向けプラン

特長4



新規加入は
待機期間なし

新規加入の場合、保険期間(ご契約期間)の初日より保険金のお支払いが可能です。90日の待機期間(保険金をお支払いしない期間)はありません。

この広告は、「手をつなぐがん保険」の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。「手をつなぐがん保険」は団体総合生活保険のペットネームです。ご不明な点等がある場合は、代理店までお問い合わせください。

手をつなぐがん保険に興味を持たれた方は
下記お問い合わせ先(取扱代理店)に資料請求を
お待ちしております。

【お問い合わせ先取扱代理店】

ぜんち共済株式会社

〒102-0073
東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル4階

0120-322-150

TEL: 03-6910-0850 / FAX: 03-6910-0851

URL: <http://www.z-kyosai.com/>

MAIL: gan@z-kyosai.com

(営業時間 平日9:00～17:00(土日・祝日・年末年始を除く))

たった1分

スマホでカンタン資料請求

※QRコードはデンソーウェーブの
登録商標です。



【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

公務第一部東京公務課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL: 03-3515-4126 (営業時間: 平日9:00～17:00)

【2022年5月作成 22-TC00935】

知的障がい児者・自閉症児者の 生サポは 家族の安心を支えます

- 日常生活に関する相談支援
- 就労に関する相談支援
- 権利擁護に関する相談支援

の3事業を実施しています。

当会にご入会いただくと、知的障がい児者、自閉症児者のための病気やケガの総合補償制度をご利用いただけます。

主な補償内容

病気やケガで入院したとき
入院給付金

賠償責任を負ったとき
個人賠償責任保険金

ケガをしたとき
死亡・後遺障害・入院・通院・手術／各保険金
(地震・噴火・津波によるケガも対象)

虐待・逮捕・勾留に対応するとき
弁護士費用等補償
※プランによって補償します

病気で死亡したとき
疾病葬祭費用保険金
※プランによって補償します

就労中に他人にケガをさせたり
物を壊してしまったとき
職業従事中事故対応費用補償
※プランによって補償します

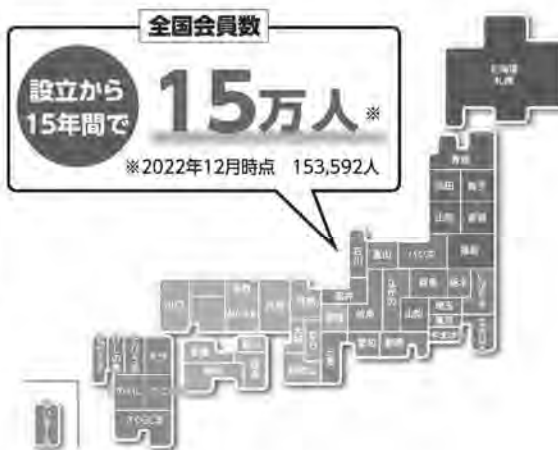
※上記は概要ですので詳細は下記までお問い合わせください。

●生活サポート総合補償制度の主な特長●

- ▶入院給付金は既往症の病気、てんかんも補償。
- ▶全国の団体を通じてのご加入のため、多数割引が適用され、個人加入の場合に比べて保険料が割安です。
- ▶取扱代理店は、知的障がい児者や自閉症児者への保険の販売において、30年以上の実績があります。

生活サポート総合補償制度は…

全国で約15万人のみなさまにご利用いただいている補償制度です。



AIG損保の普通傷害保険

生活サポート総合補償制度

特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、
職業従事中事故対応費用補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット

保険のお問合せはこちら

■担当代理店・扱者

ジェイアイシーウエスト株式会社

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-1-1 OCT 7階

TEL: 06-6941-5187 FAX: 06-6944-1728

<https://jicwest.com/>

受付時間: 午前10時～午後4時

(土・日・祝日・年末年始を除く)

■引受保険会社

AIG損害保険株式会社

<https://www.aig.co.jp/sonpa>

大阪プロチャネル営業部

〒530-0011 大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB 36階

TEL: 06-7223-2010

受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

ご入会のお問合せはこちら

滋賀県知的障害児者生活サポート協会
(びわこ互助会)

〒520-0044

滋賀県大津市京町4-3-28 厚生会館2F

公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会内

TEL: 077-523-3773

2022年12月現在の内容です。(D-006317 2024-03)

じっくり作業所

じっくり
パン工房

営業日:火~金 10時30分~14時
定休日:土・日・月・祝日



出張販売も行っております

野洲市辻町57-7
TEL 077-588-0503



社会福祉法人

野洲慈恵会 *Yasu Jikeikai*

介護と保育を通じて、住み慣れた地域での
豊かな暮らしをサポートします。

経営施設

- 特別養護老人ホーム悠紀の里
- 特別養護老人ホームあやめの里
- 特別養護老人ホームぎおうの里
- デイセンターさくら
- きたの保育園

法人本部

〒520-2351 滋賀県野洲市富波甲 1340-1
 TEL 077-586-5444
 FAX 077-586-5159
 URL <https://yasujikeikai.jp>
 MAIL info@yasujikeikai.jp

第62回近畿知的障がい者福祉大会
 第57回滋賀県知的障がい者教育福祉振興大会
 開催誠におめでとうございます！

障害者支援施設 虫の里

生活介護事業所 野風草

障害者相談支援センター
あんす

特定相談支援事業所 風音



湖南地域障害者生活
支援センター すくらむ

グループホーム こだま

グループホーム 南風

グループホーム みもざ

社会福祉法人 湖南会は

湖南地域の皆さまに支えられて、来年で30年！

湖南会ホームページ



NO PLAY NO LIFE



『こんなことをしてみたい』を
実現できる場所



合同会社ケアステーションPina

20th Since 2003

YASUHOHOEMICLUB

世代こえ
汗を!笑顔を!ふれあいを!



びわ湖若鮎駅伝大会



野洲の風につどう

「第62回近畿知的障がい者福祉大会」
「第57回滋賀県知的障がい者教育福祉振興大会」の開催をお祝い申し上げます。

クラブ事務局：〒520-2323 野洲市三上 2224
電話：077-587-4280, FAX:077-586-1933
e-mail:hohoemiclub@msd.biglobe.ne.jp

音の宅配便



“そよかせ”



♪参加型出前コンサート♪

創立記念や芸術鑑賞など各種学校行事、
地域や福祉団体のイベントなど、ご要望
に応じた内容でお届けします。

♪お問い合わせ

077-581-1224 安井

めろでいはうす

くわっしえんど

ソルフェージュ・ピアノ・エレトーン・その他 ご要望に合わせた
幅広いレッスン内容で対応いたします。

♪ 音楽の基礎からクラシック・J-POPなど、楽しいレッスンのなかでお気
に入りの音楽をみつけてみませんか？

お問い合わせ 077-581-1224 安井



本大会に対し、深いご理解とご協力を賜り、

厚くお礼申し上げます。

ありがとうございました。

◎表紙の絵

題名「サクリーのおまけの絵」

～お店の中でいろんな人と遊んでいるサクリーたちをかきました～

泉井 湊さん作

◎裏表紙の絵 題名「無題」

鍋田 健元さん作

第 62 回近畿知的障がい者福祉大会
(第 57 回滋賀県知的障がい者教育福祉振興大会併催)

大会長 公益社団法人 滋賀県手をつなぐ育成会 理事長 崎山美智子

実行委員長 野洲市手をつなぐ育成会 会長 浅田 真澄

副実行委員長 守山市手をつなぐ育成会 会長 安井 裕子

事務局長 野洲市手をつなぐ育成会 泉井 郁美

滋賀県手をつなぐ育成会事務局

〒520-0044 滋賀県大津市京町 4 丁目 3-28 厚生会館内

TEL/FAX 077-523-3052

力
十
五

心

